

令和4年9月14日開会

# 令和4年9月徳島県議会定例会議案（その2）



## 目 次

第 2 号	令和4年度徳島県一般会計補正予算（第7号）	1頁
第 3 号	令和4年度徳島県地方独立行政法人徳島県鳴門病院資金貸付金特別会計補正予算（第1号）	11
第 4 号	徳島県立東部防災館の設置及び管理に関する条例の制定について	13
第 5 号	徳島県立自然公園条例の一部改正について	19
第 6 号	職員の定年等に関する条例等の一部改正等について	23
第 7 号	徳島県県土整備関係手数料条例の一部改正について	51
第 8 号	徳島県学校職員給与条例等の一部改正について	53
第 9 号	徳島県教育関係手数料条例の一部改正について	61
第 10 号	徳島県地方警察職員の給与に関する条例及び徳島県会計年度任用警察職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について	63
第 11 号	企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について	69
第 12 号	病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について	71
第 13 号	令和4年度県営土地改良事業費に対する受益市町負担金について	73
第 14 号	令和4年度広域漁港整備事業費等に対する受益市町負担金について	77
第 15 号	令和4年度県営林道開設事業費に対する受益市町負担金について	79
第 16 号	令和4年度県単独道路事業費に対する受益市町負担金について	81
第 17 号	令和4年度県営都市計画事業費に対する受益市町負担金について	85
第 18 号	令和4年度県単独砂防事業費等に対する受益市町負担金について	87
第 19 号	令和4年度流域下水道事業費に対する受益市町負担金について	91
第 20 号	令和4年度港湾建設事業費に対する受益市町負担金について	93
第 21 号	不動産の処分について	95

第 22 号	電子線マイクロアナライザーの購入契約について	97頁
第 23 号	令和3年度徳島県一般会計歳入歳出決算並びに各特別会計歳入歳出決算の認定について	99
第 24 号	令和3年度徳島県病院事業会計決算の認定について	101
第 25 号	令和3年度徳島県電気事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	103
第 26 号	令和3年度徳島県工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	105
第 27 号	令和3年度徳島県土地造成事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	107
第 28 号	令和3年度徳島県駐車場事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	109
第 29 号	令和3年度徳島県流域下水道事業会計決算の認定について	111
報告第1号	徳島県継続費精算報告書について	113
報告第2号	令和3年度決算に係る健全化判断比率の報告について	115
報告第3号	令和3年度決算に係る資金不足比率の報告について	117
報告第4号	損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について	119
報告第5号	損害賠償（道路事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について	121
報告第6号	損害賠償（捜査活動に伴う物損事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について	123
報告第7号	地方独立行政法人徳島県鳴門病院の令和3年度に係る業務の実績に関する評価結果について	125

## 第 2 号

## 令和4年度徳島県一般会計補正予算（第7号）

令和4年度徳島県一般会計の補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12,345,548千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ552,328,914千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

令和4年9月14日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金		千円 97,991,489	千円 201,616	千円 98,193,105
	2 国庫補助金	65,726,135	199,616	65,925,751
	3 委託金	1,320,352	2,000	1,322,352
12 繰入金		86,197,498	18,500	86,215,998
	2 基金繰入金	21,532,063	18,500	21,550,563
13 繰越金		3,305,137	10,922,603	14,227,740
	1 繰越金	3,305,137	10,922,603	14,227,740
14 諸収入		17,892,533	26,829	17,919,362
	7 雑収入	5,483,045	26,829	5,509,874
15 県債		44,824,000	1,176,000	46,000,000
	1 県債	44,824,000	1,176,000	46,000,000
歳入	合計	539,983,366	12,345,548	552,328,914

## 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		千円 28,506,249	千円 10,247,719	千円 38,753,968
	1 総務管理費	13,163,877	10,052,996	23,216,873
	2 企画費	7,742,084	70,000	7,812,084
	6 防災費	1,692,782	124,723	1,817,505
3 民生費		69,640,455	181,794	69,822,249
	1 社会福祉費	51,161,560	1,210	51,162,770
	2 児童福祉費	13,772,894	180,584	13,953,478
4 衛生費		54,457,092	32,412	54,489,504
	1 公衆衛生費	10,335,429	4,288	10,339,717
	2 環境衛生費	3,756,018	3,184	3,759,202
	3 保健所費	1,624,359	21,280	1,645,639
	4 医薬費	29,065,342	3,660	29,069,002
5 労働費		5,191,920	9,117	5,201,037
	2 職業訓練費	1,046,025	9,117	1,055,142
6 農林水産業費		33,474,032	66,126	33,540,158

	1 農 業 費	5,532,393	13,190	5,545,583
	2 園 芸 費	965,476	14,000	979,476
	3 畜 産 業 費	1,390,158	32,961	1,423,119
	5 林 業 費	11,112,312	284	11,112,596
	6 水 産 業 費	2,564,131	5,691	2,569,822
7 商 工 費		75,018,586	211,481	75,230,067
	1 商 業 費	65,784,549	80,000	65,864,549
	2 工 鉱 業 費	3,945,758	20,481	3,966,239
	3 観 光 費	5,288,279	111,000	5,399,279
9 警 察 費		22,093,106	30,327	22,123,433
	1 警 察 管 理 費	19,457,537	30,327	19,487,864
10 教 育 費		82,041,926	1,566,572	83,608,498
	1 教 育 総 務 費	13,068,090	13,710	13,081,800
	4 高 等 学 校 費	18,501,094	1,474,235	19,975,329
	5 特 別 支 援 学 校 費	7,627,727	27,632	7,655,359
	6 社 会 教 育 費	3,306,969	40,995	3,347,964
	7 保 健 体 育 費	1,744,971	10,000	1,754,971



歳 出 合 計	539,983,366	12,345,548	552,328,914
---------	-------------	------------	-------------

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
6 農 林 水 産 業 費	4 農 地 費	県営かんがい排水事業費	千円 34,000
		団体営土地改良事業費	10,000
		県単独土地改良事業費	28,000
		基幹農道整備事業費	38,000
		広域営農団地農道整備事業費	210,000
		県営農道整備事業費	13,000
		中山間地域農村活性化総合整備事業費	66,000
		農業集落排水整備事業費	47,000
		経営体育成基盤整備事業費	115,000
		農業水利施設保全対策事業費	740,000
		農業水利施設保全合理化作業費	23,000
		耕地地すべり防止事業費	138,000
老朽ため池等整備事業費	274,000		

		地盤沈下対策事業費	111,000
		国営付帯県営農地防災事業費	89,000
		震災対策農業水利施設整備事業費	5,000
		農地海岸保全施設整備事業費	89,000
	5 林 業 費	森林基盤整備事業費	1,214,000
		県単独林道事業費	11,000
		治山事業費	865,000
		林野地すべり防止事業費	95,000
		災害関連緊急治山事業費	80,000
		県単独治山事業費	37,000
		治山維持補修費	27,000
	6 水 産 業 費	県管理漁港維持補修費	60,000
		広域漁港整備事業費	128,000
		水産物供給基盤機能保全事業費	170,000
		水域環境保全創造事業費	39,000
		漁港環境整備事業費	6,000
		漁港海岸保全施設整備事業費	68,000

			県単独漁港漁場整備事業費	19,000	
7	商工費	3	観光費	観光施設管理運営費	91,097
8	土木費	2	道路橋りょう費	道路維持修繕費	494,000
				道路局部改良事業費	195,000
				路側整備事業費	107,000
				道路改築事業費	1,565,000
				緊急地方道路整備事業費	4,534,000
				交通安全対策事業費	137,000
				橋りょう修繕費	60,000
		3	河川海岸費	河川海岸維持修繕費	257,000
				河川特殊改良事業費	50,000
				広域河川改修事業費	523,000
				総合流域防災事業費	1,068,000
				地震・高潮対策河川事業費	326,000
				堰堤改良事業費	78,000
				河川管理施設長寿命化事業費	126,000
通常砂防事業費	335,000				

			地すべり対策事業費	621,000
			急傾斜地崩壊対策事業費	84,000
			県単独砂防事業費	29,000
			砂防維持修繕費	24,000
			県単独急傾斜地崩壊対策事業費	20,000
			災害防止対策緊急事業費	30,000
			海岸侵食対策事業費	110,000
			津波・高潮危機管理対策緊急事業費	58,000
			海岸堤防等老朽化対策緊急事業費	114,000
	4	港 湾 費	港湾海岸施設維持補修費	104,000
			県単独港湾整備事業費	275,000
			港湾改修事業費	184,000
			港湾海岸保全施設整備事業費	470,000
			港湾環境整備事業費	53,000
			港湾補修事業費	366,000
	5	都 市 計 画 費	公共下水道整備促進事業費	33,000
			街路事業費	778,000

			緊急地方道路整備事業費	373,000
			公園整備事業費	921,000
			公園維持修繕費	46,000
		6 住 宅 費	県営住宅建設事業費	1,088,000
10 教 育 費	1 教 育 総 務 費	教育財産取得及び管理費	20,256	
	4 高 等 学 校 費	高校施設整備事業費	2,778,336	
	5 特 別 支 援 学 校 費	特別支援学校施設整備事業費	24,200	
	6 社 会 教 育 費	少年自然の家管理運営費	56,311	
		新ホール整備事業費	20,952	
11 災 害 復 旧 費	1 農林水産施設災害復旧費	現年発生農地及び農業用施設災害復旧事業費	80,000	
		過年発生災害林道復旧事業費	97,000	
		現年発生災害林道復旧事業費	70,000	
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	現年発生治山施設災害復旧事業費	70,000	
		現年発生漁港施設災害復旧事業費	60,000	
		過年発生河川等施設災害復旧事業費	146,000	
		現年発生河川等施設災害復旧事業費	660,000	
		過年発生港湾施設災害復旧事業費	53,000	

現年発生港湾施設災害復旧事業費

100,000

## 第3表 地方債補正

## 1 変更

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
高等学校整備事業	千円 1,751,000	千円 2,927,000
計	44,824,000	46,000,000

## 第 3 号 令和 4 年度徳島県地方独立行政法人徳島県鳴門病院資金貸付金特別会計補正予算（第 1 号）

令和 4 年度徳島県地方独立行政法人徳島県鳴門病院資金貸付金特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ198,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,083,050千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表地方債補正」による。

令和 4 年 9 月 14 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 地方独立行政法人 徳島県鳴門病院資金収入		千円 885,050	千円 198,000	千円 1,083,050
	3 県 債	648,000	198,000	846,000
歳 入	合 計	885,050	198,000	1,083,050

## 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 地方独立行政法人 徳島県鳴門病院資金貸付金		千円 885,050	千円 198,000	千円 1,083,050
	1 地方独立行政法人 徳島県鳴門病院資金貸付金	885,050	198,000	1,083,050
歳 出	合 計	885,050	198,000	1,083,050

## 第2表 地方債補正

## 1 変 更

起 債 の 目 的	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
地方独立行政法人徳島県鳴門病院資金貸付金	千円 648,000	千円 846,000



## 第四号

## 徳島県立東部防災館の設置及び管理に関する条例の制定について

徳島県立東部防災館の設置及び管理に関する条例を次のように定める。

令和四年九月十四日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 徳島県立東部防災館の設置及び管理に関する条例

（設置）

**第一条** 広域的な物資の輸送拠点としての活用を図り、もって本県の災害時の円滑な防災活動に資するとともに、県民の健康の保持及び増進その他の県民の福祉の向上に寄与するため、徳島県立東部防災館（以下「東部防災館」という。）を徳島市東沖洲一丁目に設置する。

（業務）

**第二条** 東部防災館は、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 災害時において必要となる物資の集積及び配送を行うこと。
- 二 防災に関する意識の啓発及び知識の普及を行うこと。
- 三 メインコートその他の施設を利用に供すること。
- 四 子育て支援に関すること。
- 五 その他東部防災館の設置の目的を達成するために必要な事業を実施すること。

（指定管理者による管理）

**第三条** 知事は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に東部防災館の管理を行わせるものとする。

（指定管理者が行う業務）

**第四条** 指定管理者は、次の業務を行うものとする。

- 一 第二条第一号に掲げる業務のうち知事が必要と認める業務
- 二 第二条第二号から第五号までに掲げる業務
- 三 東部防災館の施設等の維持管理（知事が指定する補修等を除く。）に関する業務
- 四 第七条に規定する利用の許可に関する業務
- 五 第十二条第一項に規定する利用料金に関する業務
- 六 その他東部防災館の管理に関し知事が必要と認める業務

（休館日）

**第五条** 東部防災館の休館日は、次に掲げるとおりとする。

- 一 毎月の第四水曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日にあたる場合を除く。）
  - 二 一月一日から同月三日まで及び十二月二十九日から同月三十一日まで
- 2 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、あらかじめ知事の承認を受けて、臨時に休館し、又は同項に規定する休館日に開館することができる。

（供用時間）

**第六条** 東部防災館の供用時間は、午前九時から午後十時までとする。

- 2 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、あらかじめ知事の承認を受けて、同項に規定する供用時間を臨時に変更することができる。

（利用の許可）

**第七条** 東部防災館を利用しようとする者は、あらかじめ、指定管理者の許可（以下「利用の許可」という。）を受けなければならない。

（利用の許可の制限）

**第八条** 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可をしないものとする。

- 一 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- 二 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- 三 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、県が災害対策のため東部防災館の施設等を使用するとき。
- 四 その他東部防災館の管理上支障があると認められるとき。

（利用の許可の取消し等）

**第九条** 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該利用の許可を取り消し、又は東部防災館の利用の中止を命ずることができる。

- 一 前条各号のいずれかに該当する理由が生じたとき。
  - 二 利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が利用の許可に付した条件に違反したとき。
  - 三 利用者が偽りその他不正な手段により利用の許可を受けた事実が明らかとなったとき。
  - 四 利用者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- 2 指定管理者は、利用者が前項の処分を受け、これによって損失を受けることがあつても、その補償の責めを負わない。

（入館の禁止等）

**第十条** 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を禁止し、又は退館を命ずることができる。

- 一 泥酔者及び伝染性の疾病にかかっていると認められる者
- 二 前号に規定する者のほか、東部防災館内における秩序を乱し、若しくは安全をおびやかす行為又はそのおそれのある行為をする者

（原状回復）

**第十一条** 利用者は、東部防災館の利用が終わつたとき、又は第九条第一項の規定により利用の許可を取り消されたときは、直ちに、その利用に係る施設等を原状に回復しなければならない。

（利用料金）

**第十二条** 利用者は、東部防災館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない。

- 2 利用料金の額は、別表に掲げる基準額を超えない範囲内において、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 3 知事は、前項の承認をしたときは、その旨を告示するものとする。
- 4 利用料金は、指定管理者の収入とする。
- 5 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を受けて定めた基準により、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

（指定管理者の指定の取消し等の際の措置）

**第十三条** 地方自治法第二百四十四条の二第十一項の規定により、知事が第三条の規定による指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、当該取消し又は停止により指定管理者が行わないこととなった業務は、知事が行うものとする。ただし、当該業務が第四条第五号の業務である場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書の場合にあつては、利用者に対して、使用料を徴収する。

3 前条第二項、第三項及び第五項の規定は、前項の使用料について準用する。この場合において、同条第二項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて」とあるのは「知事が」と、同条第三項中「承認をした」とあるのは「使用料の額を定めた」と、同条第五項中「指定管理者は、あらかじめ知事の承認を受けて」とあるのは「知事は、あらかじめ」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

(損害の賠償)

**第十四条** 東部防災館の施設等を毀損し、又は亡失した者は、これによつて生じた損害を賠償しなければならない。ただし、知事は、当該毀損又は亡失がやむを得ない理由によるものであると認めるときは、その賠償責任の全部又は一部を免除することができる。

(規則への委任)

**第十五条** この条例に定めるもののほか、東部防災館の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において規則で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 第三条の規定による指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても、同条の規定の例により行うことができる。
- 3 前項の規定により施行日前において指定管理者に東部防災館の管理を行わせる場合には、第七条の利用の許可（施行日以後の利用に係るものに限る。）、第十二条第二項の規定による利用料金の額の承認及びこれらに関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても、第七条から第九条まで並びに第十二条第二項及び第三項の規定の例により行うことができる。

### 別表（第十二条関係）

その一 専用する場合

区 分	単 位	基 準 額	
		昼 間	夜 間
メインコートA及びメインコートB	生徒等	七二〇円	九〇〇円
	その他の者	一、四四〇円	一、七四〇円
体操・武道場	生徒等	九〇〇円	一、〇九〇円
	その他の者	一、七九〇円	二、一八〇円

多目的運動室	生徒等	一時間	一、二二〇円	一、四七〇円
	その他の者	一時間	二、四二〇円	二、九四〇円
卓球室	生徒等	一台一時間	四〇〇円	四七〇円
	その他の者	一台一時間	八〇〇円	九三〇円
ダンススタジオ	生徒等	一時間	二、〇九〇円	二、五二〇円
	その他の者	一時間	四、一七〇円	五、〇一〇円
研修室一及び研修室二		一室一時間	七三〇円	八五〇円
研修室三		一時間	一、七〇〇円	一、八四〇円
多目的室一		一時間	一、七〇〇円	一、八四〇円
多目的室二		一時間	四、二二〇円	五、〇七〇円
調理室		一時間	一、七〇〇円	一、八四〇円
規則で定める用具				規則で定める額

その二 共用する場合

区	分	単	位	基	準	額
多目的運動室	生徒等	一人	一時間			三〇〇円
	その他の者	一人	一時間			六〇〇円
スケートボード場	生徒等	一人	一日			三〇〇円
	その他の者	一人	一日			六〇〇円

備考

- 「生徒等」とは、三歳以上十八歳未満の者（高等学校の生徒及びこれに準ずる者で十八歳以上のものを含む。）をいう。
- 「昼間」とは午前九時から午後五時までの間を、「夜間」とは午後五時から午後十時までの間をいう。
- 利用時間が一時間に満たない場合の当該満たない利用時間及び利用時間に一時間に満たない端数が生じた場合の当該端数の利用時間は、それぞれ一時間として計算する。

- 4 次の各号に掲げる場合における基準額は、その一の表の規定にかかわらず、当該各号に掲げる割合を同表の区分に応じた基準額に乗じて得た額とする。
- 一 メインコートA又はメインコートBの床面積の二分の一を利用する場合 二分の一
  - 二 メインコートA又はメインコートBの床面積の三分の一を利用する場合 三分の一
- 5 その一の表に定める施設を営利又は営業のための宣伝その他これらに類する目的で利用する場合の基準額は、同表及び前項の規定にかかわらず、同表の区分に応じた基準額又は同項の規定により算出した基準額に五を乗じて得た額とする。

#### 提案理由

広域的な物資の輸送拠点としての活用を図り、もって本県の災害時の円滑な防災活動に資するとともに、県民の健康の保持及び増進その他の県民の福祉の向上に寄与するため、徳島県立東部防災館を設置する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 第五号

## 徳島県立自然公園条例の一部改正について

徳島県立自然公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和四年九月十四日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 徳島県立自然公園条例の一部を改正する条例

徳島県立自然公園条例(昭和三十二年徳島県条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項に後段として次のように加える。

この場合において、環境審議会が軽微な事項と認めるものについては、環境審議会の意見を聴くことを要しない。

第十二条第四項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項を第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

公園事業者(第十条第三項の認可を受けた者に限る。)が県及び市町村以外の者にその公園事業の全部を譲渡する場合において、譲渡人及び譲受人があらかじめその譲渡及び譲受けについて知事の承認を受けたときは、譲受人は、譲渡人に係る公園事業者の地位を承継する。

第三十四条第一項中「おいて」を「おいては」に改め、同項に次の一号を加える。

三 野生動物(鳥類又は哺乳類に属するものに限る。以下この号において同じ。)に餌を与えることその他の野生動物の生態に影響を及ぼす行為で規則で定めるものであつて、徳島県立自然公園の利用に支障を及ぼすおそれのあるものを行うこと。

第三十四条第二項中「前項第二号」の下に「又は第三号」を加える。

第三十九条第一項中「第四十六条第一号」を「第四十六条第一項第一号」に改める。

第四十五条第一項中「次条各号」を「次条第一項各号」に改める。

第四十六条第三号から第五号までを削り、同条第六号中「前各号」を「前二号」に改め、同号を同条第三号とし、同条に次の一項を加える。

2 公園管理団体は、前項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。

- 一 徳島県立自然公園の保護とその適正な利用の推進に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
- 二 徳島県立自然公園の保護とその適正な利用の推進に関し必要な助言及び指導を行うこと。
- 三 徳島県立自然公園の保護とその適正な利用の推進に関する調査及び研究を行うこと。
- 四 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

第四十七条中「前条第一号」を「前条第一項第一号」に改める。

第五十三条中「第十五条又は第三十二条第一項の規定による命令に違反した」を「次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 第十五条又は第三十二条第一項の規定による命令に違反したとき。
- 二 第二十一条第三項の規定に違反したとき。

第五十四条中「該当する」の下に「場合には、当該違反行為をした」を加え、同条第一号中「第十条第六項」を「第十条第三項の認可を受けた者が、同条第六項」に、「者（同条第三項の認可を受けた者に限る。）」を「とき。」に改め、同条第二号中「者」を「とき。」に改め、同条第三号中「第二十一条第三項又は」を削り、「者」を「とき。」に改め、同条第四号及び第五号中「者」を「とき。」に改める。

第五十六条中「者」を「ときは、当該違反行為をした者」に改める。

第五十七条中「該当する」の下に「場合には、当該違反行為をした」を加え、同条第一号中「第十六条第一項」の下に「若しくは第二十九条第一項」を加え、「同項」を「これら」に、「者」を「とき。」に改め、同条第二号及び第三号中「者」を「とき。」に改め、同条第四号を削り、同条第五号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第四号とし、同条第六号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第五号とし、同条第七号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第六号とし、同条第八号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第七号とし、同条第九号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第八号とし、同条第十号中「同条第一項第二号」の下に「又は第三号」を加え、「者」を「とき。」に改め、同号を同条第九号とし、同条第十一号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第十号とする。

## 附 則

この条例は、令和五年一月一日から施行する。

## 提案理由

自然公園法の一部が改正されたことに鑑み、徳島県立自然公園について、特別地域内における規制の対象となる行為の追加、同地域内における許可を要する



行為に係る罰則の引上げ等の措置を講ずる必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。



## 第六号

## 職員の定年等に関する条例等の一部改正等について

職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例を次のように定める。

令和四年九月十四日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例

（職員の定年等に関する条例の一部改正）

**第一条** 職員の定年等に関する条例（昭和五十九年徳島県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

## 目次

第一章 総則（第一条）

第二章 定年による退職等（第二条―第五条）

第三章 管理監督職勤務上限年齢による降任等（第六条―第十一条）

第四章 定年前再任用短時間勤務職員の任用（第十二条）

第五章 雑則（第十三条）

## 附則

## 第一章 総則

第一条中「」第二十八条の二第一項から第三項まで及び第二十八条の三並びに「を」を「。以下「法」という。）第二十二條の四第一項、第二十八条の二（第三項を除く）、第二十八条の五、第二十八条の六（第四項を除く）、第二十八条の七及び附則第二十一項から第二十三項まで、「に」「の規定」を「、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第五十六条の四第二項並びに同法附則第三十八項の規定により読み替えて適用する国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）附則第九条の規定」に改める。

第一条の次に次の章名を付する。

## 第二章 定年による退職等

第三条を次のように改める。

(定年)

**第三条** 職員の定年は、年齢六十五年とする。

2 前項の規定にかかわらず、知事の事務部局において医療業務に従事する医師及び歯科医師の定年は、年齢七十年とする。

第四条第一項中「の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その」を「に掲げる事由があると認めるときは、同条の規定にかかわらず、当該」に、「その職員を当該職務」を「当該職員を当該定年退職日において従事している職務」に、「引き続いて」を「、引き続き」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第九条の規定により異動期間（同条第一項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（同条第一項又は第二項の規定により延長された期間を含む。）を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職（第六条の管理監督職をいう。以下この項及び次項において同じ。）を占めているものについては、第九条第一項又は第二項の規定により当該定年退職日まで当該異動期間を延長した場合であつて、引き続き勤務させることについて人事委員会の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して三年を超えない。

第四条第一項各号を次のように改める。

- 一 当該職務に従事している職員の交替がその業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の退職により、公務の運営に著しい支障が生ずること。
- 二 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず、公務の運営に著しい支障が生ずること。
- 三 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず、公務の運営に著しい支障が生ずること。

第四条第二項中「前項の事由が引き続き存する」を「前項各号に掲げる事由が引き続きある」に、「一年」を「これらの期限の翌日から起算して一年」に改め、同項ただし書中「その」を「当該」に改め、「定年退職日」の下に「（同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）」を加え、同条第三項中「引き続いて」を「引き続き」に改め、「場合には、」の下に「あらかじめ」を加え、同条第四項中「任命権者は」の下に「、第一項の規定により引き続き勤務させることとした職員及び第二項の規定により期限を延長した職員について」を加え、「第一項の事由が存しなくなった」を「第一項各号に掲げる事由がなくなった」に、「その」を「当該」に、「繰り上げて退職させることができる」を「繰り上げるものとする」に改

める。

本則に次の三章を加える。

### 第三章 管理監督職勤務上限年齢による降任等

(管理監督職勤務上限年齢による降任等をすべき管理監督職)

**第六条** 法第二十八条の二第一項の条例で定める職は、次の各号に掲げる職（これらの職のうち、医療業務に従事する医師及び歯科医師が占める職を除く。以下「管理監督職」という。）とする。

- 一 職員の給与に関する条例（昭和二十七年徳島県条例第二号。以下「職員給与条例」という。）第五条の二第一項、徳島県学校職員給与条例（昭和二十七年徳島県条例第四号。以下「学校職員給与条例」という。）第十四条の二第一項、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十一年徳島県条例第六十六号）第四条若しくは病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成十六年徳島県条例第六十五号）第五条に規定する管理職手当又は徳島県地方警察職員の給与に関する条例（昭和二十九年徳島県条例第二十七号。以下「警察職員給与条例」という。）第九条に規定する給料の特別調整額の支給を受ける職員の職
- 二 職員給与条例第四条第一項第一号、学校職員給与条例第四条第一項第三号又は警察職員給与条例第四条第一項第二号に掲げる行政職給料表の適用を受ける職員のうちその職務の等級が六級以上である職員の職（前号に掲げる職を除く。）
- 三 職員給与条例第四条第一項第二号又は警察職員給与条例第四条第一項第三号に掲げる研究職給料表の適用を受ける職員のうちその職務の等級が四級以上である職員の職（第一号に掲げる職を除く。）
- 四 職員給与条例第四条第一項第三号ロに掲げる医療職給料表(ニ)の適用を受ける職員のうちその職務の等級が六級以上である職員の職（第一号に掲げる職を除く。）
- 五 職員給与条例第四条第一項第三号ハに掲げる医療職給料表(三)の適用を受ける職員のうちその職務の等級が六級以上である職員の職（第一号に掲げる職を除く。）
- 六 職員給与条例第四条第一項第四号に掲げる特定獣医師職給料表の適用を受ける職員のうちその職務の等級が五級以上である職員の職（第一号に掲げる職を除く。）
- 七 学校職員給与条例第四条第一項第一号に掲げる小学校中学校教育職給料表又は同項第二号に掲げる高等学校等教育職給料表の適用を受ける職員のうちその職務の等級が三級以上である職員の職（第一号に掲げる職を除く。）
- 八 警察法第六十二条に規定する警察官の階級のうち警視又は警部（第一号に掲げる職を除く。）
- 九 前各号に掲げる職のほか、これらに相当する職として人事委員会規則で定める職

(管理監督職勤務上限年齢)

**第七条** 管理監督職勤務上限年齢は、年齢六十年とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

**第八条** 任命権者は、法第二十八条の二第一項の規定による管理監督職以外の職(以下「他の職」という。)への降任又は転任(降給を伴う転任に限る。)(以下「降任等」という。)を行うに当たっては、法第十三条、第十五条、第二十三条の三、第二十七条第一項及び第五十六条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- 一 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任等をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。
- 二 人事の計画その他の事情を考慮した上で、他の職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。
- 三 当該職員の他の職への降任等を行う際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員(以下「上位職職員」という。)の他の職への降任等もする場合においては、第一号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

2 前項の規定は、警察法第五十六条の四第一項の規定による任命について準用する。この場合において、前項中「任命権者」とあるのは「警察本部長」と、「法第二十八条の二第一項の規定による管理監督職以外の職(以下「他の職」という。)への降任又は転任(降給を伴う転任に限る。)(以下「降任等」という。)」とあるのは「警察法第五十六条の四第一項に規定する特定地方警務官(以下この項において単に「特定地方警務官」という。))について、同条第一項の規定による任命(以下「特定任命」という。)」と、同項第一号中「当該職員」とあるのは「当該特定地方警務官」と、「降任等」とあるのは「特定任命」と、「当該降任等」とあるのは「当該特定任命」と、同項第二号中「他の職」とあるのは「警視以下の階級」と、「降任等」とあるのは「特定任命」と、同項第三号中「当該職員」とあるのは「当該特定地方警務官」と、「他の職への降任等」とあるのは「特定任命」と、「職員」とあるのは「特定地方警務官」と、「上位職職員」とあるのは「上位職特定地方警務官」と、「降任等をした」とあるのは「特定任命をした」と、「降任等」とあるのは「特定任命」と読み替えるものとする。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)

**第九条** 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間(管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の四月一日までの間をいう。以下同じ。)の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第三項において同じ。)

で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

一 当該職務に従事している職員の交替がその業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により、公務の運営に著しい支障が生ずること。

二 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず、公務の運営に著しい支障が生ずること。

三 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず、公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第四項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して三年を超えないことができる。

3 任命権者は、第一項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であつて、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として人事委員会規則で定めるものをいう。以下同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該管理監督職を現に占める職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず、職務の遂行上重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

4 任命権者は、第一項若しくは第二項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する重大な障害が生ずると認めるとき（第二項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができる場合を除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前三項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する重大な障害が引き続き生ずると認めるときは、人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

(異動期間の延長等に係る職員の同意)

**第十条** 任命権者は、前条の規定により異動期間を延長する場合又は同条第三項の規定により特定管理監督職群の他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ、それぞれ職員の同意を得なければならない。

(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)

**第十一条** 任命権者は、第九条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

#### 第四章 定年前再任用短時間勤務職員の任用

**第十二条** 任命権者は、年齢六十年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下「年齢六十年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づき選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下同じ。）に採用することができる。ただし、年齢六十年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

#### 第五章 雑則

(人事委員会規則への委任)

**第十三条** この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附則第二項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「(定年に関する特例等)」を付し、同項を次のように改める。

2 令和五年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間における第三条第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「六十五年」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

令和五年四月一日から令和七年三月三十一日まで	六十一年
令和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで	六十二年
令和九年四月一日から令和十一年三月三十一日まで	六十三年
令和十一年四月一日から令和十三年三月三十一日まで	六十四年



附則に次の三項、見出し及び二項を加える。

3 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和四年徳島県条例第 号。以下「令和四年改正等条例」という。）第一条の規定による改正前の第三条第一号に掲げる職員（第三条第二項に規定する医師及び歯科医師を除く。）に相当する職員として人事委員会規則で定める職員に対する第三条第一項の規定の適用については、前項の規定は、適用しない。

4 令和五年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間における令和四年改正等条例第一条の規定による改正前の第三条第二号に掲げる職員に相当する職員として人事委員会規則で定める職員に対する第三条第一項の規定の適用については、附則第二項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、同条第一項中「六十五年」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

令和五年四月一日から令和十一年三月三十一日まで	六十二年
令和十一年四月一日から令和十三年三月三十一日まで	六十三年

5 令和五年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間における第三条第二項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「七十年」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

令和五年四月一日から令和七年三月三十一日まで	六十六年
令和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで	六十七年
令和九年四月一日から令和十一年三月三十一日まで	六十八年
令和十一年四月一日から令和十三年三月三十一日まで	六十九年

（情報の提供及び意思の確認）

6 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員並びに病院、診療所、保健所その他の施設等において医療業務に従事する医師及び歯科医師を除く。以下同じ。）が年齢六十年（附則第四項に規定する者にあつては、年齢六十三年。以下同じ。）に達する日の属する年度の前年度（次の各号に掲げる職員にあつては、当該各号に定める期間）において、当該職員に対し、当該職員が年齢六十年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

一 当該前年度に職員でなかった者で、当該前年度の末日後に採用された職員（次号に掲げる職員を除く。） 当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間

一 異動等により当該前年度の末日を経過することとなった職員 当該職員の異動等の日が属する年度（同日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度）

7 警察本部長は、当分の間、警察法第五十六条の二第一項に規定する特定地方警務官が年齢六十年に達する日の属する年度の前年度において、当該特定地方警務官に対し、当該特定地方警務官が年齢六十年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

（職員の給与に関する条例の一部改正）

**第二条** 職員の給与に関する条例（昭和二十七年徳島県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項第一号中「以下」の下に「この項から第三項までにおいて」を加え、同項第二号中「以下」の下に「この条において」を加え、同条第二項第一号中「算出したその者」を「算出した当該職員」に改め、「相当する額（以下」の下に「この号及び次項において」を加え、同号ただし書中「以下」の下に「この号及び第三号において」を加え、「その者」を「当該職員」に改め、同項第二号中「第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」を「第二十二條の四第一項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第三号中「その者」を「当該職員」に、「前号に定める額の合計額と」を「同号に定める額の合計額と」に改め、同条第三項中「以下」を「第一号及び次項において」に改め、同項第一号中「その者」を「当該職員」に改める。

第九条第一項中「場合は」を「場合には」に改め、同条第二項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第四項第一号及び第五項第一号中「場合は」を「場合には」に改める。

第十一条第二項中「第十一条の四」を「第十一条の四第二項」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第三項中「地方公務員法第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第十一条の四第一項中「この条」を「この項から第三項まで」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第二項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第五項中「第十一条の二」を「第十一条の二第一項」に、「同条第一号」を「同項第一号」に、「基準日をいう。以下この条及び次条」を「基準日をいう。以下この項及び次条第三項」に、「同項」を「第十一条の四第一項」に、「定める日をいう。以下この条及び次条」を「定める日をいう。以下この項及び次条第一項」に改める。

第十一条の六の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「及び第十条の二の二」を「、第十条の二の二及び第十四条第三項から第十項まで」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第十四条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(初任給、昇格、昇給等の基準)」を付し、同条第四項中「の定める」を「で定める」に改め、同条第五項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第十一項を次のように改める。

11 定年前再任用短時間勤務職員の給料月額、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、第二項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の等級に応じた額に、勤務時間条例第二条第三項又は第四項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第十四条の二を削る。

第十八条第二号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「その者」を「当該定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則第一項に見出しとして「(施行期日)」を付する。

附則第二項に見出しとして「(経過措置)」を付する。

附則第三項の前に見出しとして「(六十歳に達した日後における最初の四月一日以後における給料月額等の特例措置)」を付し、同項から附則第六項までを次のように改める。

3 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が六十歳に達した日後における最初の四月一日(附則第五項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第十四条第二項の規定により当該職員の属する職務の等級並びに同条第三項、第四項、第六項及び第七項の規定により当該職員が受ける号俸に応じた額に百分の七十を乗じて得た額(当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。)とする。

4 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

一 臨時的任用職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

二 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和四年徳島県条例第 号)第一条の規定による改正前の職員の定年等に関する条例(昭和五十九年徳島県条例第四十一号)第三条第一号に掲げる職員(第四号に掲げる職員を除く。)に相当する職員として人事委員会規則で定める職員

三 職員の定年等に関する条例第九条第一項又は第二項の規定により同条第一項に規定する異動期間(同項又は同条第二項の規定により延長された期間を含む。)が延長された同条例第六条の管理監督職を占める職員

四 職員の定年等に関する条例第三条第二項に規定する職員

五 職員の定年等に関する条例第四条第一項又は第二項の規定により勤務している職員(同条例第二条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。)

5 地方公務員法第二十八条の二第一項の規定による管理監督職以外の職への降任又は転任(降給を伴う転任に限る。以下この項において同じ。)をされた

職員であつて、当該降任又は転任をされた日（以下この項及び附則第七項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受けるもののうち、特定日に附則第三項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第三項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

6 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第十四条第二項の規定により当該職員の属する職務の等級における最高の号俸の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第十四条第二項の規定により当該職員の属する職務の等級における最高の号俸の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

附則に次の四項を加える。

7 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第三項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第五項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるものには、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、前二項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

8 附則第五項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第三項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるものには、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、前三項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

9 附則第五項又は前二項の規定による給料を支給される職員に対する第十条の四第二項及び第十一条第五項（第十一条の四第四項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第五項、第七項又は第八項の規定による給料の額との合計額」とする。

（人事委員会規則への委任）

10 附則第三項から前項までに定めるもののほか、附則第三項の規定による給料月額、附則第五項の規定による給料その他附則第三項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

別表第一再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「社会再任用職員等労働者」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

定年前再 任用短時 間勤務職 員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	441,000

別表第二「再任用職員以外の職員」の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

定年前再 任用短時 間勤務職 員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円	円	円	円	円
	217,500	258,700	283,500	325,900	384,400

別表第二の「表再任用職員以外の職員」の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

定年前再 任用短時 間勤務職 員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円	円	円	円
	296,200	338,600	393,000	466,000

別表第二の「表再任用職員以外の職員」の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

定年前再 任用短時 間勤務職 員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
	188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800	365,000	426,500

別表第二の「表再任用職員以外の職員」の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

定年前再 任用短時 間勤務職 員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円	円	円	円	円	円	円
	235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200	370,600

別表第四再任用職員以外の職員」の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円	円	円	円	円	円	円
	210,100	240,800	283,300	315,400	356,800	389,900	441,000

(技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

**第三条** 技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和三十二年徳島県条例第六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号を次のように改める。

一 地方公務員法(昭和三十五年法律第二百六十一号)第二十二條の四第一項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)

第十条中「、職員の給与に関する条例」の下に「(昭和三十七年徳島県条例第二号)」を加える。

第十条の二を次のように改める。

(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)

**第十条の二** 第四条、第四条の四、第八条の二及び第八条の三の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

第十一条第二項中「定年退職の日から五年をさかのぼった日後の日」を「五十五歳に達した日の属する年度の翌年度の四月一日」に改める。

附則第二項を次のように改める。

2 当分の間、職員が六十歳(職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和四年徳島県条例第 号)第一条の規定による改正前の職員の定年等に関する条例(昭和三十九年徳島県条例第四十一号)第三条第二号に掲げる職員に相当する職員として任命権者が定める職員にあつては、六十三歳)に達した日後における最初の四月一日以後、当該職員の給料については、職員の給与に関する条例附則第三項及び第四項の規定の例により任命権者が定めるものとする。

附則第三項を削る。

(職員の分限に関する条例の一部改正)

**第四条** 職員の分限に関する条例(昭和三十九年徳島県条例第十八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「、法律」を「、法律又は他の条例」に、「の事由」を「及び降給の事由」に、「及び休職」を「、休職及び降給」に改める。

第五条中「をその意に反して降任し、免職し、又は休職に」を「に対し、その意に反して、降任(法第二十八条の二第一項の規定による管理監督職以外の職への降任を除く。)、免職又は休職の処分を」に改める。

附則第一項に見出しとして「(施行期日)」を付する。

附則第二項に見出しとして「(経過措置)」を付する。

附則に次の二項を加える。

(降給の事由)

3 職員が次の各号に定める規定の適用を受ける場合における法第二十七条第二項の条例で定める事由(降給に係るものに限る。)は、それぞれ次の各号に掲げる事由とする。

- 一 職員の給与に関する条例(昭和三十七年徳島県条例第二号)附則第三項で定める事由
- 二 徳島県学校職員給与条例(昭和三十七年徳島県条例第四号)附則第三項で定める事由
- 三 徳島県地方警察職員の給与に関する条例(昭和三十九年徳島県条例第二十七号)附則第三項で定める事由
- 四 技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和三十二年徳島県条例第六号)附則第二項で定める事由
- 五 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和三十九年徳島県条例第六十六号)附則第二項で定める事由
- 六 病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成十六年徳島県条例第六十五号)附則第五項で定める事由

(降給の手続)

4 前項各号に定める規定の適用を受ける職員には、人事委員会規則の規定又は任命権者が定めるところにより、当該規定の適用により給料月額が異動することとなつた旨の通知を行うものとする。

(職員の懲戒に関する条例の一部改正)

**第五条** 職員の懲戒に関する条例(昭和三十九年徳島県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「期間、」の下に「その発令の日に受ける」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の月額の五分の一に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

(職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

**第六条** 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和三十九年徳島県条例第二十号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項」を「第二十二条の四第一項」に改め、「で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を削り、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第三条、第四条第二項、第十一条第一項第一号及び第十七条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

**第七条** 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和三十二年徳島県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号中「(地方公務員法(昭和三十五年法律第二百六十一号)第二十八条の四第一項の規定により採用される職員を除く。)」を削り、同項第三号中「地方公務員法」の下に「(昭和三十五年法律第二百六十一号)」を加え、同項第五号中「の二」を「のいずれか」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 職員の定年等に関する条例第九条の規定により同条第一項に規定する異動期間(同条の規定により延長された期間を含む。)を延長された同条例第六条の管理監督職を占める職員

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

**第八条** 職員の育児休業等に関する条例(平成四年徳島県条例第六号)の一部を次のように改正する。

第二条中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

二 職員の定年等に関する条例第九条の規定により同条第一項に規定する異動期間(同条の規定により延長された期間を含む。以下「異動期間」という。)を延長された同条例第六条の管理監督職を占める職員

第二条の三第二号中「第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」を「第二十二條の四第一項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第十条に次の一号を加える。

二 職員の定年等に関する条例第九条の規定により異動期間を延長された同条例第六条の管理監督職を占める職員

第十七条中「第二十一条」を「第二十条」に改め、同条の表第八条第二項第二号の項中「第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」を「第二十二條の四第一項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表第十四条第十一項の項を削り、同表第十八条第二号の項中「再任用短時間勤務職員」を「(定年前再任用短時間勤務職員」に、「育児短時間勤務職員等」を「(育児短時間勤務職員等」に、「その者」を「当該定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第十八条の表第五条第十一項の項を削り、同表第十一条第二項第二号の項中「再任用短時間勤務学校職員」を「定年前再任用短時間勤務学校職員」に改め、「(平成三年法律第百十号)」を削り、同表第二十条第二号の項中「再任用短時間勤務学校職員」を「(定年前再任用短時間勤務学校職員」に、「育児短時間勤務学校職員等」を「(育児短時間勤務学校職員等」に、「その者」を「当該定年前再任用短時間勤務学校職員」に改める。

第十九条の表第五条第十一項の項を削り、第十三条第二項第二号の項中「再任用短時間勤務警察職員」を「定年前再任用短時間勤務警察職員」に改め、同表第二十二條第二号の項中「再任用短時間勤務警察職員」を「(定年前再任用短時間勤務警察職員」に、「育児短時間勤務警察職員等」を「(育児短時間勤務警察職員等」に、「その者」を「当該定年前再任用短時間勤務警察職員」に改める。

第二十一条第二号及び第二十二條第一項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。



附則に次の見出し、二項、見出し、二項、見出し及び二項を加える。

(職員の給与に関する条例附則第三項の規定が適用される育児短時間勤務をしている職員等に関する読替え)

3 育児短時間勤務をしている職員に対する職員の給与に関する条例附則第三項の規定の適用については、同項中「**二**とする」とあるのは、「**一**」に、勤務時間条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

4 育児休業法第十七条の規定による勤務をしている職員が職員の給与に関する条例附則第三項の規定の適用を受ける場合における第十七条の規定の適用については、同条中「**第二十条まで**」とあるのは、「**第二十条まで及び附則第三項**」とする。

(徳島県学校職員給与条例附則第三項の規定が適用される育児短時間勤務をしている学校職員等に関する読替え)

5 育児短時間勤務をしている学校職員に対する徳島県学校職員給与条例附則第三項の規定の適用については、同項中「**二**とする」とあるのは、「**一**」に、勤務時間条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

6 育児休業法第十七条の規定による勤務をしている学校職員が徳島県学校職員給与条例附則第三項の規定の適用を受ける場合における第十七条の規定の適用については、同条中「**第二十条まで**」とあるのは、「**第二十条まで及び附則第五項**」とする。

(徳島県地方警察職員の給与に関する条例附則第三項の規定が適用される育児短時間勤務をしている警察職員等に関する読替え)

7 育児短時間勤務をしている警察職員に対する徳島県地方警察職員の給与に関する条例附則第三項の規定の適用については、同項中「**二**とする」とあるのは、「**一**」に、勤務時間条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

8 育児休業法第十七条の規定による勤務をしている警察職員が徳島県地方警察職員の給与に関する条例附則第三項の規定の適用を受ける場合における第十七条の規定の適用については、同条中「**第二十条まで**」とあるのは、「**第二十条まで及び附則第七項**」とする。

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

**第九条** 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成十三年徳島県条例第四十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号中「**第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項**」を「**第二十二条の四第一項**」に改め、同項第二号中「**第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める**」を「**第二十二条の四第一項の規定により採用される**」に改め、同項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 職員の定年等に関する条例第九条の規定により同条第一項に規定する異動期間(同条の規定により延長された期間を含む。)を延長された同条例第六条の管理監督職を占める職員

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

**第十条** 職員の特殊勤務手当に関する条例（平成十四年徳島県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第十二条の見出し中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める」を「第二十二条の四第一項の規定により採用された」に改める。

（職員の高齢者部分休業に関する条例の一部改正）

**第十一条** 職員の高齢者部分休業に関する条例（平成十七年徳島県条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項を次のように改める。

2 法第二十六条の三第一項の条例で定める年齢は、年齢五十五年とする。

第二条第三項中「前項に規定する年齢」を「年齢五十五年」に改める。

（徳島県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

**第十二条** 徳島県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成十七年徳島県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める」を「第二十二条の四第一項の規定により採用される」に改める。

（会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

**第十三条** 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年徳島県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第十五条中「第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」を「第二十二条の四第一項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第二十条第一項第一号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

（職員の高齢者部分休業に関する条例の一部改正）

**第十四条** 職員の高齢者部分休業に関する条例（昭和二十九年徳島県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項の規定により採用された者を除く。」を削り、同条第二項中「地方公務員法」の下に「（昭和二十五年法律第二百六十一号）」を加える。

第二条の四中「第五条の三」を「第五条の三の二」に改める。

第四条第一項第一号及び第三号中「引き続いて」を「引き続き」に改める。

第五条第一項第一号及び第六号中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条第二項中「（前項）」を「（同項）」に改める。

第五条の二第二項中「退職した者」の下に「（警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第五十六条の四第一項の規定による任命（第五条の三の二並びに附則第十二項及び第十九項において「特定任命」という。）により職員となつた後に退職した者を除く。）」を加える。

第五条の三中「十五年」を「二十年」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(特定任命により職員となつた後に退職した者に関する準用規定)

**第五条の三の二** 第五条の二(前条において読み替えて適用する場合を含む。)の規定は、特定任命により職員となつた後に退職した者について準用する。この場合において、第五条の二の見出し中「給料月額」とあるのは「俸給月額」と、同条第二項中「退職した者(警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)第五十六条の四第一項の規定による任命(第五条の三の二並びに附則第十二項及び第十九項において「特定任命」という。)により職員となつた後に退職した者を除く。)」とあるのは「特定任命(警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)第五十六条の四第一項の規定による任命をいう。)により職員となつた後に退職した者」と、「給料月額の減額改定(給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。）」とあるのは「俸給月額の減額改定(国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)第五条の二第一項に規定する俸給月額の減額改定をいう。）」と、「給料月額が減額されたことがある場合」とあるのは「俸給月額が減額されたことがある場合(特定任命を受けたことにより、特定任命前の俸給月額よりも少ない給料月額を支給されることとなつた場合を含む。）」と、「給料月額のうち」とあるのは「俸給月額のうち」と、同項並びに前条の表第五条の二第一項第一号の項及び第五条の二第一項第二号ロの項中「特定減額前給料月額」とあるのは「特定減額前俸給月額」と読み替えるものとする。

第六条の二各号列記以外の部分中「第五条の二第一項」及び「同項第二号ロ」の下に「(第五条の三の二において読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。)」を加え、同条第一号中「特定減額前給料月額」の下に「(第五条の三の二において読み替えて適用する場合にあつては、特定減額前俸給月額(同条の規定により読み替えられた第五条の二第一項に規定する特定減額前俸給月額をいう。)。次号において同じ。)」を加える。

第六条の三の表第六条の二の項中「第五条の二第一項の」を「第五条の二第一項(」に、「同条」を「第五条の三」に改め、同表第六条の二第一号の項読み替えられる字句の欄中「特定減額前給料月額」の下に「(第五条の三の二において読み替えて適用する場合にあつては、特定減額前俸給月額(同条の規定により読み替えられた第五条の二第一項に規定する特定減額前俸給月額をいう。)。次号において同じ。)」を加え、同項読み替える字句の欄中「及び」を「(第五条の三の二において読み替えて適用する場合にあつては、特定減額前俸給月額(同条の規定により読み替えられた第五条の二第一項に規定する特定減額前俸給月額をいう。)。以下この号及び次号において同じ。)」及び」に改める。

第六条の四第一項中「除く。以下」を「除く。第七条第三項第二号において」に改め、「額(以下」の下に「この項及び第五項において」を加える。

第六条の五第一項中「及び」を「(第五条の三の二において読み替えて適用する場合を含む。)」及び」に改める。

第十三条第一項第一号及び第五項第二号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第十四条の見出し及び同条第一項第一号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第二号及び第三号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第十五条第一項中「にあつては」を「には」に改め、同項第一号中「禁錮<sup>ニ</sup>」を「禁錮」に改め、同項第二号及び第三号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第十七条第一項中「。以下この条」を「。以下この項から第六項まで」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第二項及び第三項中「にあつては」を「には」に改め、同条第四項中「禁錮<sup>ニ</sup>」を「禁錮」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第五項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「にあつては」を「には」に改める。

附則第一項中「(以下「施行日」という。)」を削る。

附則第二項から第三十一項までを削る。

附則第三十二項中「旧専売公社又は旧電信電話公社」を「日本たばこ産業株式会社法(昭和五十九年法律第六十九号)附則第十二条第一項の規定による解散前の日本専売公社(以下「旧専売公社」という。)又は日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和五十九年法律第八十五号)附則第四条第一項の規定による解散前の日本電信電話公社(以下「旧電信電話公社」という。)」に改め、同項を附則第二項とし、附則第三十三項を附則第三項とする。

附則第三十四項中「旧日本国有鉄道」を「日本国有鉄道改革法(昭和六十一年法律第八十七号)附則第二項の規定による廃止前の日本国有鉄道法(昭和十三年法律第二百五十六号)第一条の規定により設立された日本国有鉄道(以下「旧日本国有鉄道」という。)」に改め、同項を附則第四項とし、附則第三十五項を附則第五項とする。

附則第三十六項中「条例第三十六号」を「職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和四十八年徳島県条例第三十六号。以下「条例第三十六号」という。)」に、「第五条の三」を「第五条の三の二まで並びに附則第十五項から第十八項まで及び第二十項から第二十四項」に、「附則第三十六項」を「附則第六項」に改め、同項を附則第六項とする。

附則第三十七項中「第五条の二」の下に「(第五条の三の二において読み替えて準用する場合を含む。)及び附則第十八項」を加え、同項を附則第七項とする。

附則第三十八項中「第五条」の下に「又は附則第十六項」を加え、「附則第三十六項」を「附則第六項」に改め、同項を附則第八項とする。

附則第三十九項中「附則別表第一」を「附則別表」に、「在職期間を」を「引き続きいた在職期間を」に改め、同項を附則第九項とする。

附則中第四十項を第十項とし、第四十一項を削り、第四十二項を第十一項とし、同項の次に次の一項を加える。

12 特定任命により職員となつた後に退職した者の基礎在職期間中に俸給月額<sup>ニ</sup>の減額改定(第五条の三の二の規定により読み替えられた第五条の二に規定する俸給月額<sup>ニ</sup>の減額改定をいう。)によりその者の俸給月額が減額されたことがある場合において、その者の減額後の俸給月額が減額前の俸給月額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする法令又はこれに準ずる給与の支給の基準の適用を受けたことがあるときは、この条例の規定による俸給月額には、当該差額を含まないものとする。

附則第四十三項中「職員の給与に関する条例」を「職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和四年徳島県条例第 号)第二条の規定による改正前の職員の給与に関する条例」に改め、同項を附則第十三項とする。

附則第四十四項を附則第十四項とし、附則に次の十項を加える。

15 当分の間、第四条第一項の規定は、十一年以上二十五年未満の期間勤続した者であつて、六十歳(職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例第一条の規定による改正前の定年条例(以下「令和五年旧定年条例」という。)第三条第二号に掲げる職員に相当する職員(以下「旧第二号定年職員」という。)にあつては、六十三歳)に達した日以後における最初の三月三十一日以後その者の非違によることなく退職したもの(定年の定めのない職を退職した者及び第四条第一項又は第二項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第三条の規定の適用については、同条第一項中「又は第五条」とあるのは、「、第五条又は附則第十五項」とする。

16 当分の間、第五条第一項の規定は、二十五年以上の期間勤続した者であつて、六十歳(旧第二号定年職員にあつては、六十三歳)に達した日以後における最初の三月三十一日以後その者の非違によることなく退職したもの(定年の定めのない職を退職した者及び同条第一項又は第二項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第三条の規定の適用については、同条第一項中「又は第五条」とあるのは、「、第五条又は附則第十六項」とする。

17 前二項の規定は、次に掲げる職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。

- 一 令和五年旧定年条例第三条第一号に掲げる職員に相当する職員
- 二 定年条例第三条第二項に規定する職員

18 職員の給与に関する条例附則第三項(技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和三十一年徳島県条例第六号)附則第二項においてその例による場合を含む)、徳島県学校職員給与条例附則第三項又は徳島県地方警察職員の給与に関する条例附則第三項の規定による職員の給料月額の設定は、給料月額の減額設定に該当しないものとする。

19 当分の間、前項に掲げる規定の適用を受ける者が退職した場合において、その者が当該適用を受ける日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、第二条の四から第五条の三の二まで及び第六条から第六条の五まで並びに附則第六項から第八項まで、第十五項、第十六項及び第二十項から第二十四項まで、職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例(平成十五年徳島県条例第四十八号)附則第十二項並びに職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成十八年徳島県条例第九号)附則第二項、第六項及び第七項の規定により計算した退職手当の額(特定任命により職員となつた後に退職した者にあつては、国家公務員退職手当法その他の法令の規定により計算した退職手当の額)に相当する額が、その者が現に退職したことに基づきこれらの規定により計算した退職手当の額よりも多いときは、その多い額をもつてその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

20 当分の間、第四条第一項第四号並びに第五条第一項第三号、第六号及び第七号に掲げる者に対する第五条の三、第五条の三の二及び第六条の三の規定の適用については、第五条の三本文中「定年に達する日」とあるのは「定年（附則第十五項に規定する旧第二号定年職員及び附則第十七項各号に掲げる職員以外の者にあつては六十歳とし、附則第十五項に規定する旧第二号定年職員にあつては六十三歳とし、附則第十七項各号に掲げる職員にあつては六十五歳とする。）に達する日」と、同条の表第四条第一項及び第五条第一項の項、第五条の二第一項第一号の項及び第五条の二第一項第二号の項並びに第六条の三の表第六条の項、第六条の二第一号の項及び第六条の二第二号の項中「その者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき」とあるのは「その者に係る定年（附則第十五項に規定する旧第二号定年職員及び附則第十七項各号に掲げる職員以外の者にあつては六十歳とし、附則第十五項に規定する旧第二号定年職員にあつては六十三歳とし、附則第十七項各号に掲げる職員にあつては六十五歳とする。）と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき」とする。

21 当分の間、第四条第一項第四号並びに第五条第一項第三号、第六号及び第七号に掲げる者（次の表の上欄に掲げる者であつて、退職の日において定められているその者に係る定年がそれぞれ同表の下欄に掲げる年齢を超えるものに限る、人事委員会規則で定める者を除く。）に対する第五条の三、第五条の三の二及び第六条の三の規定の適用については、第五条の三の表第四条第一項及び第五条第一項の項、第五条の二第一項第一号の項及び第五条の二第一項第二号の項並びに第六条の三の表第六条の項、第六条の二第一号の項及び第六条の二第二号の項中「百分の三（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数が一年である職員にあつては、百分の二）」とあるのは「百分の三」とする。

旧第二号定年職員及び附則第十七項各号に掲げる職員以外の者	六十歳
旧第二号定年職員	六十三歳
附則第十七項各号に掲げる職員	六十五歳

22 当分の間、第四条第一項第四号及び第五条第一項（第一号及び第五号を除く。）に規定する者に対する第五条の三及び第五条の三の二の規定の適用については、第五条の三本文中「二十年を」とあるのは「十五年を」とするほか、前項の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、同条本文中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあるのはそれぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

23 当分の間、第五条第一項第二号及び第四号に掲げる者であつて附則第二十一項の表の上欄に掲げるものが同表の下欄に掲げる年齢に達する日の属する年度の前年度の末日までに退職したときにおける第五条の三及び第六条の三の規定の適用については、第五条の三の表第四条第一項及び第五条第一項の項、第五条の二第一項第一号の項及び第五条の二第一項第二号の項並びに第六条の三の表第六条の項、第六条の二第一号の項及び第六条の二第二号の項中「百分の三（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数が一年である職員

にあつては、百分の二)」とあるのは、「附則第二十一項の表の上欄に掲げる者の区分ごとに同表の下欄に掲げる年齢と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数に百分の三を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

- 24 当分の間、第五条第一項第二号及び第四号に掲げる者であつて附則第二十一項の表の上欄に掲げるものが同表の下欄に掲げる年齢に達する日の属する年度の初日以後に退職したときにおける第五条の三、第五条の三の二及び第六条の三の規定の適用については、第五条の三の表第四条第一項及び第五条第一項の項、第五条の二第一項第一号の項及び第五条の二第一項第二号の項並びに第六条の三の表第六条の項、第六条の二第一号の項及び第六条の二第二号の項中「百分の三(退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数が一年である職員にあつては、百分の二)」とあるのは、「百分の二を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

別表を削る。

(職員の再任用に関する条例の廃止)

**第十五条** 職員の再任用に関する条例(平成十二年徳島県条例第五号)は、廃止する。

### 附 則

(施行期日)

**第一条** この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、附則第十条の規定は、公布の日から施行する。

(定年による退職の特例に関する経過措置)

**第二条** 任命権者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に第一条の規定による改正前の職員の定年等に関する条例(以下「旧定年条例」という。)第四条第一項又は第二項の規定により勤務することとされ、かつ、旧定年条例勤務延長期限(同条第一項の期限又は同条第二項の規定により延長された期限をいう。以下同じ。)が施行日以後に到来する職員(以下「旧定年条例勤務延長職員」という。)について、旧定年条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、第一条の規定による改正後の職員の定年等に関する条例(以下「新定年条例」という。)第四条第一項各号に掲げる事由があると認めるときは、人事委員会の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して一年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧定年条例勤務延長職員に係る旧定年条例第二条の規定による定年退職日の翌日から起算して三年を超えることができない。

- 2 任命権者は、基準日(施行日、令和七年四月一日、令和九年四月一日、令和十一年四月一日及び令和十三年四月一日をいう。以下この項において同じ。)から基準日の翌年の三月三十一日までの間、基準日における新定年条例定年(新定年条例第三条に規定する定年をいう。以下同じ。)が基準日の前日における新定年条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例第三条に規定する定年(以下「旧定年条例定年」という。))を超える

職（基準日における新定年条例定年が新定年条例第三条第一項に規定する定年である職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の人事委員会規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の三月三十一日までの間に新定年条例第四条第一項若しくは第二項、地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号。以下「令和三年改正法」という。）附則第三条第五項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新定年条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例定年）に達している職員（当該人事委員会規則で定める職にあつては、人事委員会規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

3 新定年条例第四条第三項から第五項までの規定は、第一項の規定による勤務について準用する。

（定年退職者等の常時勤務を要する職への再任用に関する経過措置）

**第三条** 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢六十五年に達する日以後における最初の三月三十一日（以下「年齢六十五年到達年度の末日」という。）までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧定年条例定年（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、これらの職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年条例定年に準じたこれらの職に係る年齢）に達しているものを、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づき選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

一 施行日前に旧定年条例第二条の規定により退職した者

二 旧定年条例第四条第一項若しくは第二項、令和三年改正法附則第三条第五項又は前条第一項の規定により勤務した後退職した者

三 二十五年以上勤続して施行日前に退職した者（前二号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して五年を経過する日までの間にあるもの

四 二十五年以上勤続して施行日前に退職した者（前三号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して五年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和三年改正法による改正前の地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「旧地方公務員法」という。）第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（令和三年改正法附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を令和三年改正法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用することをいう。次項第五号において同じ。）をされたことがあるもの

2 令和十四年三月三十一日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢六十五年到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新定年条例定年に達しているものを、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づき選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

一 施行日以後に新定年条例第二条の規定により退職した者



- 二 施行日以後に新定年条例第四条第一項又は第二項の規定により勤務した後退職した者
  - 三 施行日以後に新定年条例第十二条の規定により採用された者のうち、令和三年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第二十二条の四第三項に規定する任期が満了したことにより退職したもの
  - 四 二十五年以上勤続して施行日以後に退職した者（前三号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して五年を経過する日までの間に  
あるもの
  - 五 二十五年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して五年を経過する日までの間に、  
暫定再任用をされたことがあるもの
- 3 前二項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、一年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前二項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の年齢六十五年到達年度の末日以前でなければならない。
- 4 暫定再任用職員（令和三年改正法附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を令和三年改正法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の人事評価の結果その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。
- 5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。  
（定年退職者等の短時間勤務の職への再任用に関する経過措置）

**第四条** 任命権者は、新地方公務員法第二十二条の四第四項の規定にかかわらず、前条第一項各号に掲げる者のうち、年齢六十五年到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新定年条例第十二条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧定年条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧定年条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、これらの職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、これらの職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務がこれらの職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧定年条例定年に準じたこれらの職に係る年齢）をいう。）に達しているものを、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づき選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

- 2 令和十四年三月三十一日までの間、任命権者は、新地方公務員法第二十二条の四第四項の規定にかかわらず、前条第二項各号に掲げる者のうち、年齢六十五年到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新定年条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新定年条例定年をいう。以下同じ。）に達しているもの（新定年条例第十二条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に

基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前二項の場合においては、前条第三項から第五項までの規定を準用する。

(暫定再任用職員の常時勤務を要する職への昇任等の制限に係る条例で定める職及び年齢)

**第五条** 令和三年改正法附則第八条第三項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

一 施行日以後に新たに設置された職

二 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和三年改正法附則第八条第三項の条例で定める年齢は、前項の職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年条例定年に準じた当該職に係る年齢とする。

(暫定再任用職員の短時間勤務の職への昇任等の制限に係る条例で定める職及び年齢)

**第六条** 令和三年改正法附則第八条第四項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第二十二條の四第四項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

一 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職

二 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和三年改正法附則第八条第四項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第二十二條の四第四項の条例で定める年齢は、前項の職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、同項の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が同項の職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧定年条例定年に準じた同項の職に係る年齢とする。

(定年引上げ職への暫定再任用職員の採用等に関する新定年条例定年の特例に係る条例で定める職等)

**第七条** 令和三年改正法附則第八条第五項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第三条又は第四条の規定が適用される間における各年の四月一日（施行日を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新定年条例定年が基準日の前日における新定年条例定年を超えるものとする。

一 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）

二 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

2 令和三年改正法附則第八条第五項の条例で定める者は、前項の職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における同項の職に係る新定年条例定年に達している者とする。

3 令和三年改正法附則第八条第五項の条例で定める職員は、第一項の職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における同項の職に係る新定年条例定年に達している職員とする。

（定年前再任用短時間勤務職員の採用等の制限に関する経過措置）

**第八条** 任命権者は、基準日（令和七年四月一日、令和九年四月一日、令和十一年四月一日及び令和十三年四月一日をいう。以下同じ。）から基準日の翌年の三月三十一日までの間、基準日における新定年条例定年相当年齢が基準日の前日における新定年条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新定年条例定年相当年齢が新定年条例第三条第一項に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の人事委員会規則で定める短時間勤務の職（以下「新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新定年条例第十二条に規定する年齢六十年以上退職者（基準日前から新定年条例第四条第一項又は第二項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年条例定年相当年齢に達している者（当該人事委員会規則で定める短時間勤務の職にあつては、人事委員会規則で定める者）を、新地方公務員法第二十二條の四第一項の規定により採用することができず、新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、同項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該人事委員会規則で定める短時間勤務の職にあつては、人事委員会規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

（人事委員会規則への委任）

**第九条** 附則第二条から前条までに定めるもののほか、第一条の規定の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

（施行日の前日までの間にする情報の提供及び意思の確認に係る条例で定める年齢）

**第十条** 令和三年改正法附則第二条第三項の条例で定める年齢は、年齢六十年とする。

（職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

**第十一条** 第二条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」という。）附則第三項から第十項までの規定は、令和三年改正法附則第三条第五項又は附則第二条第一項の規定により勤務している職員には適用しない。

2 暫定再任用職員（短時間勤務の職を占める暫定再任用職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。以下この項及び次項、次条第二項並びに附則第十四条において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される職員の給与に関する条例第四条第二項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条例第十四条第二項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の等級に応じた額とする。

3 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十条第一項に規定する育児短時間勤務（同法第十七条の規定による短時間勤務を含む。）をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第二条

- 第二項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。
- 4 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される職員の給与に関する条例第四条第二項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条例第十四条第二項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の等級に応じた額に、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第二条第三項又は第四項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 5 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第八条第二項、第九条第二項及び第十八条の規定を適用する。
- 6 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第十一条第三項の規定を適用する。
- 7 新給与条例第十一条の四第一項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤労手当の額の同条第二項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第一号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項の規定により採用された職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第二号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。
- 8 職員の給与に関する条例第五条の三から第七条まで、第七条の三、第七条の五、第十条の一、第十条の二の二、第十四条第三項及び第六項から第十項まで並びに新給与条例第十四条第四項及び第五項の規定は、暫定再任用職員には適用しない。
- 9 第二項から前項までに定めるもののほか、暫定再任用職員の給与に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。
- （技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置）

**第十二条** 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第三条の規定による改正後の技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の規定を適用する。

- 2 技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例第四条、第四条の四、第八条の二及び第八条の三の規定は、暫定再任用職員には適用しない。
- 3 前二項に定めるもののほか、技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の適用を受ける暫定再任用職員の給与の種類及び基準に関し必要な事項は、任命権者が定めるものとする。
- （職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

**第十三条** 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第六条の規定による改正後の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第二条第三項、第三条、第四条第二項、第十一条第一項及び第十七条の規定を適用する。

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

**第十四条** 暫定再任用職員に対する第七条の規定による改正後の外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例第二条第二項第一号の規

定の適用については、同号中「任用された職員」とあるのは、「任用された職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項又は第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用される職員を除く。）」とする。

（職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

**第十五条** 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第八条の規定による改正後の職員の育児休業等に関する条例第二条の三第二号、第二十一条第二号及び第二十二条第一項の規定を適用する。

（公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

**第十六条** 暫定再任用職員に対する第九条の規定による改正後の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第二条第二項第一号の規定の適用については、同号中「地方公務員法（昭和三十五年法律第二百六十一号）第二十二条の四第一項の規定により採用される職員」とあるのは、「地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用される職員」とする。

2 暫定再任用短時間勤務職員に対する第九条の規定による改正後の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第二条第二項第二号の規定の適用については、同号中「地方公務員法第二十二条の四第一項の規定により採用される職員」とあるのは、「地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第六条第一項又は第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用される職員」とする。

（職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

**第十七条** 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第十条の規定による改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例第十二条の規定を適用する。

（徳島県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

**第十八条** 暫定再任用短時間勤務職員及び旧地方公務員法第二十八条の五第一項の規定により採用された職員は、第十二条の規定による改正後の徳島県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第三条第一項に規定する法第二十二条の四第一項の規定により採用される職員とみなす。

（職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

**第十九条** 暫定再任用職員に対する第十四条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例第二条第一項の規定の適用については、同項中「以下」とあるのは、「地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員を除く。以下」とする。

（職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正）

**第二十条** 職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（平成十五年徳島県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

附則第十二項中「附則第三十六項」を「附則第六項」に改める。

（職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

**第二十一条** 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成十八年徳島県条例第九号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「第五条の三」を「第五条の三の二」に、「附則第三十六項から第三十八項まで及び第四十一項」を「附則第六項から第八項まで」に改める。

#### 提案理由

地方公務員の定年の基準となる国家公務員の定年が段階的に年齢六十五年に引き上げられるとともに、年齢六十年を超える国家公務員に係る給与に関する特例を設ける等の措置が講ぜられたことに鑑み、及び地方公務員法の一部が改正され、管理監督職勤務上限年齢による降任等の制度を設ける等の措置が講ぜられたことに伴い、関係条例について所要の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 第七号

## 徳島県県土整備関係手数料条例の一部改正について

徳島県県土整備関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和四年九月十四日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

**徳島県県土整備関係手数料条例の一部を改正する条例**

徳島県県土整備関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一の七十三の項中「第八十五条第五項」を「第八十五条第六項」に改め、同表の七十三の二の項中「第八十五条第六項」を「第八十五条第七項」に改め、同表の七十八の五の項中「第八十七条の三第五項」を「第八十七条の三第六項」に改め、同表の七十八の六の項中「第八十七条の三第六項」を「第八十七条の三第七項」に改める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

## 提案理由

建築基準法の一部が改正されたことに伴い、所要の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。





## 第八号

## 徳島県学校職員給与条例等の一部改正について

徳島県学校職員給与条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和四年九月十四日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 徳島県学校職員給与条例等の一部を改正する条例

(徳島県学校職員給与条例の一部改正)

**第一条** 徳島県学校職員給与条例(昭和二十七年徳島県条例第四号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「第二十八条の五第一項」を「第二十二條の四第一項」に改める。

第五条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(初任給、昇格、昇給等の基準)」を付し、同条第四項中「の定める」を「で定める」に改め、同条第五項中「その者」を「当該学校職員」に改め、同条第十一項を次のように改める。

11 地方公務員法第二十二條の四第一項の規定により採用された学校職員(以下「定年前再任用短時間勤務学校職員」という。)の給料月額、当該定年前再任用短時間勤務学校職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務学校職員の欄に掲げる基準給料月額(当該給料表の備考の規定により加算された額を含む。)のうち、第二項の規定により当該定年前再任用短時間勤務学校職員の属する職務の等級に応じた額に、勤務時間条例第二条第三項又は第四項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務学校職員の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第五条の二を削る。

第十一条第一項第一号中「以下」の下に「この項から第三項までにおいて」を加え、同項第二号中「以下」の下に「この条において」を加え、同条第二項第一号中「算出したその者」を「算出した当該学校職員」に改め、「相当する額(以下)」の下に「この号及び次項において」を加え、同号ただし書中「以下」の下に「この号及び第三号において」を加え、「その者」を「当該学校職員」に改め、同項第二号中「再任用短時間勤務学校職員」を「定年前再任用短時間勤務学校職員」に改め、同項第三号中「その者」を「当該学校職員」に、「前号に定める額の合計額と」を「同号に定める額の合計額と」に改め、同条第三項中「以下」を「第一号及び次項において」に改め、同項第一号中「その者」を「当該学校職員」に改める。

第十三条第一項中「場合は」を「場合には」に改め、同条第二項中「再任用短時間勤務学校職員」を「定年前再任用短時間勤務学校職員」に改め、同条第四項第一号及び第五項第一号中「場合は」を「場合には」に改める。

第十五条第二項中「その者」を「当該学校職員」に改め、同条第三項中「再任用学校職員」を「定年前再任用短時間勤務学校職員」に改める。

第十五条の二の三第一項中「この条」を「この項から第三項まで」に、「その者」を「当該学校職員」に改め、同条第二項中「再任用学校職員」を「定年前再任用短時間勤務学校職員」に改め、同条第五項中「第十五条の二中」を「第十五条の二第一項中」に、「同条第一号」を「同項第一号」に、「基準日をいう。以下この条及び次条」を「基準日をいう。以下この項及び次条第三項」に、「同項」を「第十五条の二の三第一項」に、「定める日をいう。以下この条及び次条」を「定める日をいう。以下この項及び次条第一項」に改める。

第十五条の二の四第二項中「再任用学校職員」を「定年前再任用短時間勤務学校職員」に改める。

第十五条の六の見出し中「再任用学校職員」を「定年前再任用短時間勤務学校職員」に改め、同条中「第九条」を「第五条第三項から第十項まで、第九条」に、「再任用学校職員」を「定年前再任用短時間勤務学校職員」に改める。

第二十条第二号中「再任用短時間勤務学校職員」を「定年前再任用短時間勤務学校職員」に、「その者」を「当該定年前再任用短時間勤務学校職員」に改める。

附則第一項に見出しとして「(施行期日)」を付する。

附則第二項に見出しとして「(経過措置)」を付する。

附則第三項の前に見出しとして「(六十歳に達した日後における最初の四月一日以後における給料月額等の特例措置)」を付し、同項を次のように改める。

3 当分の間、学校職員の給料月額は、当該学校職員が六十歳に達した日後における最初の四月一日(附則第五項において「特定日」という。)以後、当該学校職員に適用される給料表の給料月額のうち、第五条第二項の規定により当該学校職員の属する職務の等級並びに同条第三項、第四項、第六項及び第七項の規定により当該学校職員の受ける号俸に応じた額に百分の七十を乗じて得た額(当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。)とする。

附則に次の七項を加える。

4 前項の規定は、次に掲げる学校職員には適用しない。

一 臨時的任用学校職員その他の法律により任期を定めて任用される学校職員及び非常勤の学校職員

二 職員の定年等に関する条例(昭和三十九年徳島県条例第四十一号)第九条第一項又は第二項の規定により同条第一項に規定する異動期間(同項又は同条第二項の規定により延長された期間を含む。)が延長された同条例第六条の管理監督職を占める学校職員

三 職員の定年等に関する条例第四条第一項又は第二項の規定により勤務している学校職員(同条例第二条に規定する定年退職日において前項の規定が適

用されていた学校職員を除く。)

- 5 地方公務員法第二十八条の二第一項の規定による管理監督職以外の職への降任又は転任(降給を伴う転任に限る。以下この項において同じ。)をされた学校職員であつて、当該降任又は転任をされた日(以下この項及び附則第七項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受けるもののうち、特定日に附則第三項の規定により当該学校職員の受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該学校職員が受けていた給料月額に百分の七十を乗じて得た額(当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる学校職員(人事委員会規則で定める学校職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第三項の規定により当該学校職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。
- 6 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される学校職員の受ける給料月額との合計額が第五条第二項の規定により当該学校職員の属する職務の等級における最高の号俸の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第五条第二項の規定により当該学校職員の属する職務の等級における最高の号俸の給料月額と当該学校職員の受ける給料月額」とする。
- 7 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける学校職員(附則第三項の規定の適用を受ける学校職員に限り、附則第五項に規定する学校職員を除く。)であつて、同項の規定による給料を支給される学校職員との権衡上必要があると認められるものには、当分の間、当該学校職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、前二項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 8 附則第五項又は前項の規定による給料を支給される学校職員以外の附則第三項の規定の適用を受ける学校職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される学校職員との権衡上必要があると認められるものには、当分の間、当該学校職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、前三項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 9 附則第五項又は前二項の規定による給料を支給される学校職員に対する第十五条の三第一項(同条第二項においてその例による場合を含む。)及び第十五条の四第一項の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第五項、第七項又は第八項の規定による給料の額との合計額」とする。

(人事委員会規則への委任)

- 10 附則第三項から前項までに定めるもののほか、附則第三項の規定による給料月額、附則第五項の規定による給料その他附則第三項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

別表第一再任用学校職員以外の学校職員の欄中「再任用学校職員」を「社会部再任用職員(再任用学校職員)」に改め、同表再任用学校職員の欄を次のように改める。

定年前再 任用短時 間勤務学 校職員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円 225,200	円 271,100	円 298,100	円 324,400	円 405,200

別表第一再任用学校職員以外の学校職員の欄中「再任用学校職員」を「定年前再任用短時間勤務学校職員」に改め、同表再任用学校職員の欄を次のように改める。

定年前再 任用短時 間勤務学 校職員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円 234,000	円 274,300	円 303,000	円 331,100	円 415,200

別表第二再任用学校職員以外の学校職員の欄中「再任用学校職員」を「定年前再任用短時間勤務学校職員」に改め、同表再任用学校職員の欄を次のように改める。

定年前再 任用短時 間勤務学 校職員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円 187,700	円 215,200	円 255,200	円 274,600	円 289,700	円 315,100

別表第四再任用学校職員以外の学校職員の欄中「再任用学校職員」を「定年前再任用短時間勤務学校職員」に改め、同表再任用学校職員の欄を次のように改める。

定年前再 任用短時 間勤務学 校職員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円 188,700	円 215,300	円 243,500	円 256,900	円 282,100

(徳島県学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

**第二条** 徳島県学校職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和三十二年徳島県条例第四十五号)の一部を次のように改正する。

第四条中「第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項」を「第二十二條の四第一項」に改める。

第十三条第一項中「除く」の下に「。附則第三項において同じ」を加える。

附則に次の一項を加える。

- 3 条例附則第五項、第七項又は第八項の規定による給料を支給される徳島県立しらさぎ中学校の教育職員に対する第十三条第二項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と条例附則第五項、第七項又は第八項の規定による給料の額との合計額」とする。

(義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正)

**第三条** 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和四十六年徳島県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第二十八条の五第一項」を「第二十二條の四第一項」に改める。

附則を附則第一項とし、附則に次の一項を加える。

- 2 給与条例附則第五項、第七項又は第八項の規定による給料を支給される義務教育諸学校等の教育職員に対する第三条第一項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と給与条例附則第五項、第七項又は第八項の規定による給料の額との合計額」とする。

(徳島県会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

**第四条** 徳島県会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年徳島県条例第二十八号)の一部を次のように改正する。

第十七条中「第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務学校職員」を「第二十二條の四第一項の規定により採用された学校職員(以下「定年前再任用短時間勤務学校職員」に改める。

第二十二條第一項第一号中「再任用短時間勤務学校職員」を「定年前再任用短時間勤務学校職員」に改める。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。
- (徳島県学校職員給与条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 第一条の規定による改正後の徳島県学校職員給与条例(以下「新給与条例」という。)附則第三項から第十項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号。以下「改正法」という。)附則第三条第五項又は職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和四年徳島県条例第 号)附則第二条第一項の規定により勤務している学校職員には適用しない。
- 3 暫定再任用学校職員(改正法附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項(これらの規定を改正法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により採用された学校職員をいう。以下同じ。)(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用学校職員(以下「暫定再任用短時間勤務学校職員」という。)を除く。以下この項及び次項において同じ。)の給料月額は、当該暫定再任用学校職員が新給与条例第五条第十一項に規定する定年前再任用短時間勤務学校職員(以下「定年前再任用短時間勤務学

- 校職員」という。)であるものとした場合に適用される徳島県学校職員給与条例第四条第二項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務学校職員の欄に掲げる基準給料月額(当該給料表の備考の規定により加算された額を含む。附則第五項において同じ。)のうち、同条例第五条第二項の規定により当該暫定再任用学校職員の属する職務の等級に応じた額とする。
- 4 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十条第一項に規定する育児短時間勤務(同法第十七条の規定による短時間勤務を含む。)をしている暫定再任用学校職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和四十年徳島県条例第二十号)第二条第二項の規定により定められた当該暫定再任用学校職員の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。
- 5 暫定再任用短時間勤務学校職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務学校職員が定年前再任用短時間勤務学校職員であるものとした場合に適用される徳島県学校職員給与条例第四条第二項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務学校職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条例第五条第二項の規定により当該暫定再任用短時間勤務学校職員の属する職務の等級に応じた額に、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和四十年徳島県条例第二十号)第二条第三項又は第四項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務学校職員の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 6 暫定再任用短時間勤務学校職員は、定年前再任用短時間勤務学校職員とみなして、新給与条例第十一条第二項、第十三条第二項及び第二十条の規定を適用する。
- 7 暫定再任用学校職員は、定年前再任用短時間勤務学校職員とみなして、新給与条例第十五条第三項及び第十五条の二の四第二項の規定を適用する。
- 8 新給与条例第十五条の二の三第一項の学校職員に暫定再任用学校職員が含まれる場合における勤労手当の額の同条第二項各号に掲げる学校職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第一号中「定年前再任用短時間勤務学校職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務学校職員及び地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号)附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項(これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により採用された学校職員(次号において「暫定再任用学校職員」という。)」と、同項第二号中「定年前再任用短時間勤務学校職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務学校職員及び暫定再任用学校職員」とする。
- 9 徳島県学校職員給与条例第五条第三項及び第六項から第十項まで、第九条、第十条、第十条の三並びに第十四条の三並びに新給与条例第五条第四項及び第五項の規定は、暫定再任用学校職員には適用しない。
- 10 附則第三項から前項までに定めるもののほか、暫定再任用学校職員の給与に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。  
(徳島県学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 11 暫定再任用学校職員は、第二条の規定による改正後の徳島県学校職員の特殊勤務手当に関する条例第四条に規定する地方公務員法第二十二條の四第一項の

規定により採用された学校職員とみなして、同条例の規定を適用する。

#### 提案理由

地方公務員法の一部が改正され、定年前再任用短時間勤務の制度が設けられたことに伴い、定年前再任用短時間勤務学校職員の給与を定めるとともに、年齢六十年を超える国家公務員に係る給与に関する特例を設ける等の措置が講ぜられたことに鑑み、本県の学校職員の給与について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。





## 第九号

## 徳島県教育関係手数料条例の一部改正について

徳島県教育関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和四年九月十四日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 徳島県教育関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県教育関係手数料条例(平成十二年徳島県条例第六十号)の一部を次のように改正する。

別表の一の項中「第十六条の二第二項」を「第十六条第一項」に改め、同表の二の項中「第五条第三項」を「第五条第二項」に改め、同表の三の項中「第五条第六項」を「第五条第五項」に改め、同表の三の三の項、三の四の項及び六の二の項から六の五の項までを削る。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 提案理由

教育職員免許法の一部が改正され、普通免許状及び特別免許状の更新制が廃止されたこと等に伴い、これらの免許状の有効期間の更新の申請に対する審査等に係る手数料を廃止する等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。



## 第十号

徳島県地方警察職員の給与に関する条例及び徳島県会計年度任用警察職員の給与及び費用弁償に関する  
条例の一部改正について

徳島県地方警察職員の給与に関する条例及び徳島県会計年度任用警察職員の給与及び費用弁償に関する条例の一  
部を改正する条例を次のように定める。

令和四年九月十四日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 徳島県地方警察職員の給与に関する条例及び徳島県会計年度任用警察職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

（徳島県地方警察職員の給与に関する条例の一部改正）

**第一条** 徳島県地方警察職員の給与に関する条例（昭和二十九年徳島県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第五条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（初任給、昇格、昇給等の基準）」を付し、同条第四項中「の定める」を「で定める」に改め、同条第五項中「その者」を「当該警察職員」に改め、同条第十一項を次のように改める。

11 地方公務員法第二十二條の四第一項の規定により採用された警察職員（以下「定年前再任用短時間勤務警察職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務警察職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務警察職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、第二項の規定により当該定年前再任用短時間勤務警察職員の属する職務の等級に応じた額に、勤務時間条例第二条第三項又は第四項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務警察職員の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第五条の二を削る。

第十三条第一項第一号中「以下」の下に「この項から第三項までにおいて」を加え、同項第二号中「以下」の下に「この条において」を加え、同条第二項第一号中「算出したその者」を「算出した当該警察職員」に改め、「相当する額（以下）」の下に「この号及び次項において」を加え、同号ただし書中「以下」の下に「この号及び第三号において」を加え、「その者」を「当該警察職員」に改め、同項第二号中「再任用短時間勤務警察職員」を「定年前再任用短時間

勤務警察職員」に改め、同項第三号中「その者」を「当該警察職員」に、「前号に定める額の合計額と」を「同号に定める額の合計額と」に改め、同条第三項中「以下」を「第一号及び次項において」に改め、同項第一号中「その者」を「当該警察職員」に改める。

第十五条第一項中「場合は」を「場合には」に改め、同条第二項中「再任用短時間勤務警察職員」を「定年前再任用短時間勤務警察職員」に改め、同条第四項第一号及び第五項第一号中「場合は」を「場合には」に改める。

第十八条第二項中「第十八条の四」を「第十八条の四第二項」に、「その者」を「当該警察職員」に改め、同条第三項中「再任用警察職員」を「定年前再任用短時間勤務警察職員」に改める。

第十八条の四第一項中「この条」を「この項から第三項まで」に、「その者」を「当該警察職員」に改め、同条第二項中「再任用警察職員」を「定年前再任用短時間勤務警察職員」に改め、同条第五項中「第十八条の二」を「第十八条の二第一項」に、「同条第一号」を「同項第一号」に、「基準日をいう。以下この条及び次条」を「基準日をいう。以下この項及び次条第三項」に、「同項」を「第十八条の四第一項」に、「定める日をいう。以下この条及び次条」を「定める日をいう。以下この項及び次条第一項」に改める。

第十八条の六の見出し中「再任用警察職員」を「定年前再任用短時間勤務警察職員」に改め、同条中「第十条」を「第五条第三項から第十項まで、第十条」に、「再任用警察職員」を「定年前再任用短時間勤務警察職員」に改める。

第二十二條第二号中「再任用短時間勤務警察職員」を「定年前再任用短時間勤務警察職員」に、「その者」を「当該定年前再任用短時間勤務警察職員」に改める。

附則第一項に見出しとして「(施行期日)」を付する。

附則第二項に見出しとして「(経過措置)」を付する。

附則第三項の前に見出しとして「(六十歳に達した日後における最初の四月一日以後における給料月額等の特例措置)」を付し、同項を次のように改める。

- 3 当分の間、警察職員の給料月額、当該警察職員が六十歳に達した日後における最初の四月一日（附則第五項及び第七項において「特定日」という。）以後、当該警察職員に適用される給料表の給料月額のうち、第五条第二項の規定により当該警察職員の属する職務の等級並びに同条第三項、第四項、第六項及び第七項の規定により当該警察職員の受ける号俸に応じた額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。）とする。

附則に次の九項を加える。

- 4 前項の規定は、次に掲げる警察職員には適用しない。

一 臨時的任用職員その他の法律により任期を定めて任用される警察職員及び非常勤の警察職員

二 職員の定年等に関する条例（昭和五十九年徳島県条例第四十一号）第九条第一項又は第二項の規定により同条第一項に規定する異動期間（同項又は同

条第二項の規定により延長された期間を含む。)が延長された同条例第六条の管理監督職を占める警察職員

三 職員の定年等に関する条例第四条第一項又は第二項の規定により勤務している警察職員(同条例第二条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた警察職員を除く。)

5 地方公務員法第二十八条の二第一項の規定による管理監督職以外の職への降任又は転任(降給を伴う転任に限る。以下この項において同じ。)をされた警察職員であつて、当該降任又は転任をされた日(以下この項及び附則第九項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受けるもののうち、特定日に附則第三項の規定により当該警察職員の受ける給料月額(以下この項及び附則第七項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該警察職員が受けていた給料月額に百分の七十を乗じて得た額(当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる警察職員(人事委員会規則で定める警察職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第三項の規定により当該警察職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

6 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される警察職員の受ける給料月額との合計額が第五条第二項の規定により当該警察職員の属する職務の等級における最高の号俸の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第五条第二項の規定により当該警察職員の属する職務の等級における最高の号俸の給料月額と当該警察職員の受ける給料月額」とする。

7 警察法第五十六条の四第一項の規定による任命により警察職員となつた者のうち、特定日給料月額が、当該任命をされた日の前日に当該警察職員が適用を受けていた一般職の職員の給与に関する法律(昭和三十五年法律第九十五号)第六条第一項第四号イに規定する公安職俸給表(一)に定める俸給月額に百分の七十を乗じて得た額(当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎俸給月額」という。)に達しないこととなる警察職員(人事委員会規則で定める警察職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第三項の規定により当該警察職員の受ける給料月額のほか、基礎俸給月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

8 附則第六項の規定は、前項の規定の適用について準用する。この場合において、附則第六項中「前項」とあるのは「次項」と、「基礎給料月額」とあるのは「基礎俸給月額」と読み替えるものとする。

9 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける警察職員(附則第三項の規定の適用を受ける警察職員に限り、附則第五項に規定する警察職員を除く。)であつて、同項の規定による給料を支給される警察職員との権衡上必要があると認められるものには、当分の間、当該警察職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、同項及び附則第六項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

10 附則第五項、第七項又は前項の規定による給料を支給される警察職員以外の附則第三項の規定の適用を受ける警察職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される警察職員との権衡上必要があると認められるものには、当分の間、当該警察職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定める

ところにより、附則第五項から前項までの規定に準じて算出した額を給料として支給する。

- 11 附則第五項、第七項又は前二項の規定による給料を支給される警察職員に対する第十八条第五項（第十八条の四第四項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第十八条第五項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第五項、第七項、第九項又は第十項の規定による給料の額との合計額」とする。

（人事委員会規則への委任）

- 12 附則第三項から前項までに定めるもののほか、附則第三項の規定による給料月額、附則第五項又は第七項の規定による給料その他附則第三項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

別表第一再任用警察職員以外の警察職員の欄中「再任用警察職員」を「定年前再任用短時間勤務警察職員」に改め、同表再任用警察職員の欄を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務警察職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	241,500	253,200	257,300	288,600	305,100	319,200	342,800	377,900	409,500

別表第二再任用警察職員以外の警察職員の欄中「再任用警察職員」を「定年前再任用短時間勤務警察職員」に改め、同表再任用警察職員の欄を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務警察職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	441,000

別表第三再任用警察職員以外の警察職員の欄中「再任用警察職員」を「定年前再任用短時間勤務警察職員」に改め、同表再任用警察職員の欄を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務警察職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円
	217,500	258,700	283,500	325,900	384,400

(徳島県会計年度任用警察職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

**第二条** 徳島県会計年度任用警察職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年徳島県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

第十五条中「第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務警察職員」を「第二十二条の四第一項の規定により採用された警察職員(以下「定年前再任用短時間勤務警察職員」に改める。

第二十条第一項第一号中「再任用短時間勤務警察職員」を「定年前再任用短時間勤務警察職員」に改める。

### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

(徳島県地方警察職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 第一条の規定による改正後の徳島県地方警察職員の給与に関する条例(以下「新給与条例」という。)附則第三項から第十二項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号。以下「改正法」という。)附則第三条第五項又は職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和四年徳島県条例第 号)附則第二条第一項の規定により勤務している警察職員には適用しない。

3 暫定再任用警察職員(改正法附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項の規定により採用された警察職員をいう。以下同じ。)(地方公務員法(昭和三十五年法律第二百六十一号)第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用警察職員(以下「暫定再任用短時間勤務警察職員」という。))を除く。以下この項及び次項において同じ。)の給料月額は、当該暫定再任用警察職員が新給与条例第五条第十一項に規定する定年前再任用短時間勤務警察職員(以下「定年前再任用短時間勤務警察職員」という。)であるものとした場合に適用される徳島県地方警察職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)第四条第二項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務警察職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、給与条例第五条第二項の規定により当該暫定再任用警察職員の属する職務の等級に応じた額とする。

4 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十条第一項に規定する育児短時間勤務(同法第十七条の規定による短時間勤務を含む。)をしている暫定再任用警察職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和四十年徳島県条例第二十号)第二条第二項の規定により定められた当該暫定再任用警察職員の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

5 暫定再任用短時間勤務警察職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務警察職員が定年前再任用短時間勤務警察職員であるものとした場合に適用される給与条例第四条第二項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務警察職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、給与条例第五条第二項の規定により当該暫定再任用短時間勤務警察職員の属する職務の等級に応じた額に、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和四十年徳島県条例第二十号)第二条第三項

- 又は第四項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務警察職員の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 6 暫定再任用短時間勤務警察職員は、定年前再任用短時間勤務警察職員とみなして、新給与条例第十三条第二項、第十五条第二項及び第二十二条の規定を適用する。
  - 7 暫定再任用警察職員は、定年前再任用短時間勤務警察職員とみなして、新給与条例第十八条第三項の規定を適用する。
  - 8 新給与条例第十八条の四第一項の警察職員に暫定再任用警察職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第二項各号に掲げる警察職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第一号中「定年前再任用短時間勤務警察職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務警察職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項の規定により採用された警察職員（次号において「暫定再任用警察職員」という。）」と、同項第二号中「定年前再任用短時間勤務警察職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務警察職員及び暫定再任用警察職員」とする。
  - 9 給与条例第五条第三項及び第六項から第十項まで、第十条から第十二条まで、第十二条の四、第十七条の二並びに第十七条の三並びに新給与条例第五条第四項及び第五項の規定は、暫定再任用警察職員には適用しない。
  - 10 附則第三項から前項までに定めるもののほか、暫定再任用警察職員の給与に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

#### 提案理由

地方公務員法の一部が改正され、定年前再任用短時間勤務の制度が設けられたことに伴い、定年前再任用短時間勤務警察職員の給与を定めるとともに、年齢六十年を超える国家公務員に係る給与に関する特例を設ける等の措置が講ぜられたことに鑑み、本県の警察職員の給与について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。



## 第十一号

## 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和四年九月十四日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和三十九年徳島県条例第六十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項」を「第二十二條の四第一項」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第十八条第二項中「定年退職の日から五年をさかのぼつた日後の日」を「五十五歳に達した日の属する年度の翌年度の四月一日」に改める。

第二十一条（見出しを含む。）中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則を附則第一項とし、附則に次の一項を加える。

- 2 当分の間、職員が六十歳（職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和四年徳島県条例第 号）第一条の規定による改正前の職員の定年等に関する条例（昭和三十九年徳島県条例第四十一号）第三条第二号に掲げる職員に相当する職員として企業局長が定める職員にあつては、六十三歳）に達した日後における最初の四月一日以後、当該職員の給料については、職員の給与に関する条例附則第三項から第九項まで及び技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例附則第二項の規定の例により企業局長が定めるものとする。

## 附 則

- 1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。
- 2 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第五条、第六条第一項、第六条の三、第九条、第九条の二及び第十六条（第二項及び第三項を除く。）の規定による手当に相当する給与は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項の規定により採用された職員には、支給しない。

#### 提案理由

地方公務員法の一部が改正され、定年再任用短時間勤務の制度が設けられたことに伴い、企業職員で定年再任用短時間勤務職員であるものの給与の種類及び基準を定めるとともに、職員の給与に関する条例等の一部が改正され、年齢六十年を超える職員の給与に関し定年の引上げに伴う特例措置が講ぜられること等に鑑み、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 第十二号

## 病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和四年九月十四日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成十六年徳島県条例第六十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項」を「第二十二條の四第一項」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第二十四条第二項中「定年退職の日から五年をさかのぼった日後の日」を「五十五歳に達した日の属する年度の翌年度の四月一日」に改める。

第二十九条(見出しを含む)中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の一項を加える。

(六十歳等に達した日後における最初の四月一日以後における給料の特例措置)

- 5 当分の間、職員が六十歳(職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和四年徳島県条例第 号)第一条の規定による改正前の職員の定年等に関する条例(昭和三十九年徳島県条例第四十一号)第三条第二号に掲げる職員に相当する職員として管理者が定める職員にあつては、六十三歳)に達した日後における最初の四月一日以後、当該職員の給料については、職員の給与に関する条例附則第三項から第九項まで及び技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例附則第二項の規定の例により管理者が定めるものとする。

## 附 則

- 1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。
- 2 病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例第六条、第七条第一項、第八条第二項、第九条及び第二十一条(第二項及び第三項を除く。)の規定による手当に相当する給与は、地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号)附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二

項の規定により採用された職員には、支給しない。

#### 提案理由

地方公務員法の一部が改正され、定年前再任用短時間勤務の制度が設けられたことに伴い、病院事業職員で定年前再任用短時間勤務職員であるものの給与の種類及び基準を定めるとともに、職員の給与に関する条例等の一部が改正され、年齢六十年を超える職員の給与に関し定年の引上げに伴う特例措置が講ぜられること等に鑑み、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 第 13 号

## 令和4年度県営土地改良事業費に対する受益市町負担金について

令和4年度県営土地改良事業費の一部を次のとおり受益市町に負担させるものとする。

令和4年9月14日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

事業の名称	負担市町	事業内容	事業費	負担金	事業費に対する負担金の割合	付 記
県営土地改良事業	鳴門市	経営体育成基盤整備事業	45,000,000 <sup>円</sup>	10,125,000 <sup>円</sup>	2.25/10以内	事業費を増額又は減額した場合は、事業費に対する負担金の割合に応じ、知事は負担金を増額又は減額することができ
		地盤沈下対策事業	15,000,000	900,000	0.6/10以内	
		国営付帯県営農地防災事業	100,000,000	7,500,000	1.5/10以内	
		小 計	160,000,000	18,525,000	—	
	小松島市	県営かんがい排水事業	20,000,000	2,000,000	2.25/10以内	
		経営体育成基盤整備事業	72,120,000	7,212,000	1/10以内	
		地盤沈下対策事業	5,000,000	300,000	0.6/10以内	
		国営付帯県営農地防災事業	35,000,000	5,250,000	1.5/10以内	
		小 計	132,120,000	14,762,000	—	
	阿南市	広域営農団地農道整備事業	75,000,000	7,500,000	1/10以内	
		中山間地域農村活性化総合整備事業	89,000,000	10,625,000	1.5/10以内	
		経営体育成基盤整備事業	213,880,000	22,100,500	1.875/10以内	

		老朽ため池等整備事業	184,000,000	17,620,000	2/10以内	
		国営付帯県営農地防災事業	56,000,000	5,600,000	1/10以内	
		小 計	617,880,000	63,445,500	—	
	吉野川市	基幹農道整備事業	45,000,000	3,870,000	0.86/10以内	
		広域営農団地農道整備事業	105,000,000	10,500,000	1/10以内	
		老朽ため池等整備事業	25,000,000	4,000,000	1.6/10以内	
		小 計	175,000,000	18,370,000	—	
	阿波市	県営農道整備事業	29,000,000	7,250,000	2.5/10以内	
		老朽ため池等整備事業	85,000,000	12,850,000	1.8/10以内	
		小 計	114,000,000	20,100,000	—	
	美馬市	広域営農団地農道整備事業	1,000,000	100,000	1/10以内	
		経営体育成基盤整備事業	8,000,000	800,000	1.75/10以内	
		老朽ため池等整備事業	55,000,000	9,800,000	2/10以内	
		小 計	64,000,000	10,700,000	—	
	三好市	広域営農団地農道整備事業	60,000,000	6,000,000	1/10以内	
		中山間地域農村活性化総合整備事業	50,000,000	7,500,000	1.5/10以内	
		老朽ため池等整備事業	68,000,000	13,600,000	2/10以内	
		小 計	178,000,000	27,100,000	—	
	勝浦町	基幹農道整備事業	55,000,000	4,730,000	0.86/10以内	
		広域営農団地農道整備事業	70,000,000	7,000,000	1/10以内	

		小 計	125,000,000	11,730,000	—
	上 勝 町	広域営農団地農道整備事業	70,000,000	7,000,000	1/10以内
	那 賀 町	広域営農団地農道整備事業	35,000,000	3,500,000	1/10以内
		中山間地域農村活性化総合整備事業	80,000,000	10,530,000	1.5/10以内
		小 計	115,000,000	14,030,000	—
	海 陽 町	老朽ため池等整備事業	60,000,000	6,400,000	1.6/10以内
	松 茂 町	地盤沈下対策事業	130,000,000	7,800,000	0.6/10以内
	藍 住 町	地盤沈下対策事業	90,000,000	5,400,000	0.6/10以内
	上 板 町	県営かんがい排水事業	32,800,000	8,200,000	2.5/10以内
		県営農道整備事業	5,000,000	1,250,000	2.5/10以内
		小 計	37,800,000	9,450,000	—
	つ る ぎ 町	広域営農団地農道整備事業	40,000,000	4,000,000	1/10以内
	東みよし町	広域営農団地農道整備事業	30,000,000	3,000,000	1/10以内
		中山間地域農村活性化総合整備事業	16,000,000	2,400,000	1.5/10以内
		老朽ため池等整備事業	20,000,000	1,466,000	1.1/10以内
		小 計	66,000,000	6,866,000	—

**提案理由**

令和4年度県営土地改良事業費に対する受益市町負担金について、地方財政法第27条第2項及び土地改良法第91条第6項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。



## 第 14 号

## 令和4年度広域漁港整備事業費等に対する受益市町負担金について

令和4年度広域漁港整備事業費等の一部を次のとおり受益市町に負担させるものとする。

令和4年9月14日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

事業の名称	負担市町	事業内容	事業費	負担金	事業費に対する負担金の割合	付 記
広域漁港整備事業等	鳴門市	水産物供給基盤機能保全事業	10,000,000 <sup>円</sup>	1,400,000 <sup>円</sup>	14%	事業費を増額又は減額した場合は、事業費に対する負担金の割合に応じ、知事は負担金を増額又は減額することができる。
		県単独漁港漁場整備事業	3,000,000	600,000	20	
		小 計	13,000,000	2,000,000	—	
	阿南市	広域漁港整備事業	100,000,000	14,000,000	14	
		県単独漁港漁場整備事業	17,935,000	3,587,000	20	
		小 計	117,935,000	17,587,000	—	
	牟岐町	広域漁港整備事業	100,000,000	10,000,000	10	
		水産物供給基盤機能保全事業	22,000,000	2,640,000	12	
		漁港環境整備事業	8,000,000	1,120,000	14	
		小 計	130,000,000	13,760,000	—	
	美波町	水産物供給基盤機能保全事業	100,000,000	14,000,000	14	

		県単独漁港漁場整備事業	12,810,000	2,562,000	20
		小 計	112,810,000	16,562,000	—
	海陽町	水産物供給基盤機能保全事業	100,000,000	14,000,000	14
	松茂町	水産物供給基盤機能保全事業	100,000,000	14,000,000	14
		県単独漁港漁場整備事業	3,000,000	600,000	20
		小 計	103,000,000	14,600,000	—

#### 提案理由

令和4年度広域漁港整備事業費等に対する受益市町負担金について、地方財政法第27条第2項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

## 第 15 号

## 令和 4 年度県営林道開設事業費に対する受益市町負担金について

令和 4 年度県営林道開設事業費の一部を次のとおり受益市町に負担させるものとする。

令和 4 年 9 月 14 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

事業の名称	負担市町	事業内容	事業費	負担金	事業費に対する負担金の割合	付 記
県営林道開設事業	美馬市	森林基幹道	280,000,000 <sup>円</sup>	29,960,000 <sup>円</sup>	10.7%	事業費を増額又は減額した場合は、事業費に対する負担金の割合に応じ、知事は負担金を増額又は減額することができる。
	三好市	森林基幹道	60,000,000	6,420,000	10.7	
	那賀町	森林基幹道	323,000,000	34,561,000	10.7	
	海陽町	森林基幹道	160,000,000	17,120,000	10.7	

## 提案理由

令和 4 年度県営林道開設事業費に対する受益市町負担金について、地方財政法第27条第 2 項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。



## 第 16 号

## 令和4年度県単独道路事業費に対する受益市町負担金について

令和4年度県単独道路事業費の一部を次のとおり受益市町に負担させるものとする。

令和4年9月14日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

事業の名称	負担市町	事業内容	事業費	負担金	事業費に対する負担金の割合	付 記
県単独道路事業	徳島市	道路局部改良事業	17,000,000 <sup>円</sup>	2,550,000 <sup>円</sup>	15%	事業費を増額又は減額した場合は、事業費に対する負担金の割合に応じ、知事は負担金を増額又は減額することができる。
	鳴門市	道路局部改良事業	58,000,000	8,700,000	15%	
		交通安全対策事業	956,000	95,600	10%	
		小 計	58,956,000	8,795,600	—	
	小松島市	道路局部改良事業	10,000,000	1,500,000	15%	
	阿南市	道路局部改良事業	8,000,000	1,200,000	15%	
		交通安全対策事業	956,000	95,600	10%	
		小 計	8,956,000	1,295,600	—	
吉野川市	道路局部改良事業	7,000,000	1,050,000	15%		
阿波市	道路局部改良事業	78,000,000	11,700,000	15%		

	美馬市	道路局部改良事業	67,000,000	10,050,000	15
		交通安全対策事業	956,000	95,600	10
		小計	67,956,000	10,145,600	—
	三好市	道路局部改良事業	70,000,000	10,500,000	15
	勝浦町	道路局部改良事業	17,000,000	2,550,000	15
	上勝町	道路局部改良事業	6,000,000	900,000	15
	石井町	道路局部改良事業	3,500,000	525,000	15
	神山町	道路局部改良事業	10,000,000	1,500,000	15
	那賀町	道路局部改良事業	71,000,000	10,650,000	15
	美波町	道路局部改良事業	2,000,000	300,000	15
	海陽町	道路局部改良事業	30,000,000	4,500,000	15
	藍住町	道路局部改良事業	3,000,000	450,000	15
	上板町	道路局部改良事業	15,000,000	2,250,000	15
		交通安全対策事業	956,000	95,600	10
		小計	15,956,000	2,345,600	—
	つるぎ町	道路局部改良事業	50,000,000	7,500,000	15
東みよし町	道路局部改良事業	30,000,000	4,500,000	15	

## 提案理由

令和4年度県単独道路事業費に対する受益市町負担金について、道路法第52条第2項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。





## 第 17 号

## 令和 4 年度県営都市計画事業費に対する受益市町負担金について

令和 4 年度県営都市計画事業費の一部を次のとおり受益市町に負担させるものとする。

令和 4 年 9 月 14 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

事業の名称	負担市町	事業内容	事業費	負担金	事業費に対する負担金の割合	付 記
県営都市計画事業	徳島市	公共街路事業	1,500,000,000 <sup>円</sup>	150,000,000 <sup>円</sup>	1/10	事業費を増額又は減額した場合は、事業費に対する負担金の割合に応じ、知事は負担金を増額又は減額することができ る。
		県単独街路事業	8,500,000	850,000	1/10	
		緊急地方道路整備事業	560,000,000	56,000,000	1/10	
	小 計	2,068,500,000	206,850,000	—		
	石井町	緊急地方道路整備事業	80,000,000	8,000,000	1/10	

## 提案理由

令和 4 年度県営都市計画事業費に対する受益市町負担金について、地方財政法第27条第 2 項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。



## 第 18 号

## 令和4年度県単独砂防事業費等に対する受益市町村負担金について

令和4年度県単独砂防事業費等の一部を次のとおり受益市町村に負担させるものとする。

令和4年9月14日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

事業の名称	負担市町村	事業内容	事業費	負担金	事業費に対する負担金の割合	付 記
県単独砂防事業等	徳島市	急傾斜地崩壊対策事業	22,000,000 <sup>円</sup>	1,500,000 <sup>円</sup>	5/100・1/10	事業費を増額又は減額した場合は、事業費に対する負担金の割合に応じ、知事は負担金を増額又は減額することができる。
		県単独砂防事業	10,625,000	2,656,250	25/100	
		小 計	32,625,000	4,156,250	—	
	鳴門市	急傾斜地崩壊対策事業	33,000,000	1,650,000	5/100	
		県単独砂防事業	425,000	106,250	25/100	
	小 計	33,425,000	1,756,250	—		
	阿南市	県単独砂防事業	425,000	106,250	25/100	
	吉野川市	県単独砂防事業	2,380,000	595,000	25/100	
	阿波市	県単独砂防事業	5,525,000	1,381,250	25/100	
	美馬市	急傾斜地崩壊対策事業	20,000,000	2,000,000	1/10	
県単独砂防事業		23,596,000	5,899,000	25/100		

		小計	43,596,000	7,899,000	—
三好市	急傾斜地崩壊対策事業	35,000,000	2,250,000	5/100・1/10	
	県単独砂防事業	19,941,000	4,985,250	25/100	
	小計	54,941,000	7,235,250	—	
勝浦町	急傾斜地崩壊対策事業	35,000,000	3,500,000	1/10	
	県単独砂防事業	425,000	106,250	25/100	
	小計	35,425,000	3,606,250	—	
上勝町	県単独砂防事業	425,000	106,250	25/100	
佐那河内村	県単独砂防事業	425,000	106,250	25/100	
神山町	県単独砂防事業	425,000	106,250	25/100	
那賀町	急傾斜地崩壊対策事業	15,000,000	750,000	5/100	
	県単独砂防事業	4,675,000	1,168,750	25/100	
	小計	19,675,000	1,918,750	—	
牟岐町	急傾斜地崩壊対策事業	17,000,000	850,000	5/100	
美波町	県単独砂防事業	425,000	106,250	25/100	
海陽町	急傾斜地崩壊対策事業	30,000,000	1,500,000	5/100	
	県単独砂防事業	425,000	106,250	25/100	
	小計	30,425,000	1,606,250	—	
板野町	県単独砂防事業	425,000	106,250	25/100	

	上板町	県単独砂防事業	425,000	106,250	25/100		
	つるぎ町	急傾斜地崩壊対策事業	20,000,000	2,000,000	1/10		
		県単独砂防事業	3,332,000	833,000	25/100		
		小計	23,332,000	2,833,000	—		
	東みよし町	急傾斜地崩壊対策事業	22,000,000	2,200,000	1/10		
		県単独砂防事業	6,426,000	1,606,500	25/100		
		小計	28,426,000	3,806,500	—		

#### 提案理由

令和4年度県単独砂防事業費等に対する受益市町村負担金について、地方財政法第27条第2項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。



## 第 19 号

## 令和4年度流域下水道事業費に対する受益市町負担金について

令和4年度流域下水道事業費の一部を次のとおり受益市町に負担させるものとする。

令和4年9月14日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

事業の名称	負担市町	事業内容	事業費	負担金	事業費に対する負担金の割合	付 記
流域下水道事業	徳島市	旧吉野川流域下水道建設事業	12,592,000 <sup>円</sup>	3,148,000 <sup>円</sup>	1/4	事業費を増額又は減額した場合は、事業費に対する負担金の割合に応じ、知事は負担金を増額又は減額することができる。
	鳴門市	旧吉野川流域下水道建設事業	28,168,000	7,042,000	1/4	
	松茂町	旧吉野川流域下水道建設事業	6,216,000	1,554,000	1/4	
	北島町	旧吉野川流域下水道建設事業	10,720,000	2,680,000	1/4	
	藍住町	旧吉野川流域下水道建設事業	17,024,000	4,256,000	1/4	
	板野町	旧吉野川流域下水道建設事業	5,280,000	1,320,000	1/4	

## 提案理由

令和4年度流域下水道事業費に対する受益市町負担金について、下水道法第31条の2第2項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。





## 第 20 号

## 令和 4 年度港湾建設事業費に対する受益市負担金について

令和 4 年度港湾建設事業費の一部を次のとおり受益市に負担させるものとする。

令和 4 年 9 月 14 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

事業の名称	負担市	事業内容	事業費	負担金	事業費に対する負担金の割合	付 記
港湾建設事業	徳島市	港湾改修事業	円 350,000,000	円 52,500,000	% 15	事業費を増額又は減額した場合は、事業費に対する負担金の割合に応じ、知事は負担金を増額又は減額することができる。

## 提案理由

令和 4 年度港湾建設事業費に対する受益市負担金について、地方財政法第27条第 2 項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。



## 第 21 号

## 不動産の処分について

徳島小松島港津田地区企業用地として、次の県有地を売払いする。

令和 4 年 9 月 14 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 1 売 払 い す る 県 有 地

所 在	地 番	地 目	地 積
徳島市津田海岸町	1146番 4 ほか 5 筆	雑種地	29,904.84 <sup>m<sup>2</sup></sup>

2 売 払 予 定 価 格 864,795,007円

3 売 払 い の 相 手 方 徳島市東沖洲 2 丁目66番地

徳島港湾荷役株式会社

代表取締役社長 端 村 圭 ほか

## 提案理由

不動産の処分について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。



## 第 22 号

## 電子線マイクロアナライザーの購入契約について

次のとおり物品の購入契約を締結する。

令和 4 年 9 月 14 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- |   |   |   |   |                            |             |        |  |
|---|---|---|---|----------------------------|-------------|--------|--|
| 1 | 物 | 件 | 名 | 電子線マイクロアナライザー              |             |        |  |
| 2 | 納 |   | 期 | 徳島県議会の議決のあった日から令和5年3月31日まで |             |        |  |
| 3 | 契 | 約 | 金 | 額                          | 89,980,000円 |        |  |
| 4 | 契 | 約 | の | 方                          | 法           | 一般競争入札 |  |
| 5 | 契 | 約 | の | 相                          | 手           | 方      | 徳島市東沖洲1丁目5番地10<br>株式会社 日進機械徳島支店<br>支 店 長 森 邦 一 |

## 提案理由

物品の購入契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。



## 第 23 号

令和3年度徳島県一般会計歳入歳出決算並びに各特別会計歳入歳出決算の認定について

令和3年度徳島県一般会計歳入歳出決算並びに各特別会計歳入歳出決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年9月14日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 提案理由

令和3年度徳島県一般会計歳入歳出決算並びに各特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により認定に付する必要がある。これが、この案件を提出する理由である。





第 24 号

令和3年度徳島県病院事業会計決算の認定について

令和3年度徳島県病院事業会計の決算を監査委員の意見を付けて、別冊のとおり議会の認定に付する。

令和4年9月14日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

提案理由

令和3年度徳島県病院事業会計決算について、地方公営企業法第30条第4項の規定により議会の認定に付する必要がある。これが、この案件を提出する理由である。



## 第 25 号

## 令和 3 年度徳島県電気事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

別冊のとおり，令和 3 年度徳島県電気事業会計の剰余金を処分し，令和 3 年度徳島県電気事業会計の決算を監査委員の意見を付けて，議会の認定に付する。

令和 4 年 9 月 14 日 提出

徳島県知事      飯      泉      嘉      門

## 提案理由

令和 3 年度徳島県電気事業会計剰余金の処分について，地方公営企業法第32条第 2 項の規定により議決を経る必要があり，あわせて令和 3 年度徳島県電気事業会計決算について，同法第30条第 4 項の規定により議会の認定に付する必要がある。これが，この案件を提出する理由である。



## 第 26 号

## 令和3年度徳島県工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

別冊のとおり，令和3年度徳島県工業用水道事業会計の剰余金を処分し，令和3年度徳島県工業用水道事業会計の決算を監査委員の意見を付けて，議会の認定に付する。

令和4年9月14日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 提案理由

令和3年度徳島県工業用水道事業会計剰余金の処分について，地方公営企業法第32条第2項の規定により議決を経る必要があり，あわせて令和3年度徳島県工業用水道事業会計決算について，同法第30条第4項の規定により議会の認定に付する必要がある。これが，この案件を提出する理由である。



## 第 27 号

## 令和3年度徳島県土地造成事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

別冊のとおり，令和3年度徳島県土地造成事業会計の剰余金を処分し，令和3年度徳島県土地造成事業会計の決算を監査委員の意見を付けて，議会の認定に付する。

令和4年9月14日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 提案理由

令和3年度徳島県土地造成事業会計剰余金の処分について，地方公営企業法第32条第2項の規定により議決を経る必要があり，あわせて令和3年度徳島県土地造成事業会計決算について，同法第30条第4項の規定により議会の認定に付する必要がある。これが，この案件を提出する理由である。





## 第 28 号

## 令和3年度徳島県駐車場事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

別冊のとおり，令和3年度徳島県駐車場事業会計の剰余金を処分し，令和3年度徳島県駐車場事業会計の決算を監査委員の意見を付けて，議会の認定に付する。

令和4年9月14日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 提案理由

令和3年度徳島県駐車場事業会計剰余金の処分について，地方公営企業法第32条第2項の規定により議決を経る必要があり，あわせて令和3年度徳島県駐車場事業会計決算について，同法第30条第4項の規定により議会の認定に付する必要がある。これが，この案件を提出する理由である。



## 第 29 号

令和3年度徳島県流域下水道事業会計決算の認定について

令和3年度徳島県流域下水道事業会計の決算を監査委員の意見を付けて、別冊のとおり議会の認定に付する。

令和4年9月14日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 提案理由

令和3年度徳島県流域下水道事業会計決算について、地方公営企業法第30条第4項の規定により議会の認定に付する必要がある。これが、この案件を提出する理由である。



報告第1号

徳島県継続費精算報告書について

地方自治法施行令第145条第2項の規定により、徳島県継続費精算報告書を次のとおり報告する。

令和4年9月14日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

令和元年度徳島県継続費精算報告書

1 一般会計

款	項	事業名	年度	全 体 計 画				実 績				比 較					
				年 割 額	左 の 財 源 内 訳			支出済額	左 の 財 源 内 訳			年割額と支出済額の差	左 の 財 源 内 訳				
					特 定 財 源				一般財源	特 定 財 源			一般財源	特 定 財 源			
					国支出金	地 方 債	そ の 他			国支出金	地 方 債			そ の 他	国支出金	地 方 債	そ の 他
8 土木費	道 路 2 橋りょう	落合トンネル新設事業	元	300,000,000	150,000,000	135,000,000	15,000,000	300,000,000	150,000,000	135,000,000	15,000,000	0	0	0	0		
			2	550,000,000	275,000,000	247,000,000	28,000,000	550,000,000	275,000,000	247,000,000	28,000,000	0	0	0	0		
			3	145,245,000	72,622,000	65,000,000	7,000,000	145,244,800	72,622,400	65,000,000	7,000,000	622,400	200	△400	0	600	
			計	995,245,000	497,622,000	447,000,000	35,000,000	995,244,800	497,622,400	447,000,000	35,000,000	15,622,400	200	△400	0	600	
		京田トンネル新設事業	元	300,000,000	175,500,000	112,000,000	12,500,000	300,000,000	175,500,000	112,000,000	12,500,000	0	0	0	0		
	2	800,000,000	468,000,000	298,000,000	34,000,000	800,000,000	468,000,000	298,000,000	34,000,000	0	0	0	0				

		曾江谷 新橋工 上架部設 架事業	3	99,000,000	58,410,000	36,000,000	4,000,000	590,000	99,000,000	58,410,000	36,000,000	4,000,000	590,000	0	0	0	0	0
			計	1,199,000,000	701,910,000	446,000,000	4,000,000	47,090,000	1,199,000,000	701,910,000	446,000,000	4,000,000	47,090,000	0	0	0	0	0
			元	300,000,000	175,500,000	112,000,000	12,000,000	500,000	300,000,000	175,500,000	112,000,000	12,000,000	500,000	0	0	0	0	0
			2	500,000,000	321,750,000	160,000,000		18,250,000	500,000,000	321,750,000	160,000,000		18,250,000	0	0	0		0
			3	147,747,000	95,887,000	46,000,000	5,000,000	860,000	147,746,800	95,887,673	46,000,000	5,000,000	859,127	200	△673	0	0	873
			計	947,747,000	593,137,000	318,000,000	17,000,000	19,610,000	947,746,800	593,137,673	318,000,000	17,000,000	19,609,127	200	△673	0	0	873
	5 都 市 計 画 費	末 広 住 吉 高 架 橋 上 架 部 工 架 事 業	元	500,000,000	250,000,000	180,000,000	50,000,000	20,000,000	500,000,000	250,000,000	180,000,000	50,000,000	20,000,000	0	0	0	0	0
			2	770,000,000	385,000,000	277,000,000	107,000,000	1,000,000	770,000,000	385,000,000	277,000,000	107,000,000	1,000,000	0	0	0	0	0
			3	24,370,000	12,185,000	8,000,000	2,437,000	1,748,000	24,370,000	12,185,000	8,000,000	2,437,000	1,748,000	0	0	0	0	0
			計	1,294,370,000	647,185,000	465,000,000	159,437,000	22,748,000	1,294,370,000	647,185,000	465,000,000	159,437,000	22,748,000	0	0	0	0	0
10教育費	6 社 会 教 育 費	県 立 博 物 館 新 常 設 展 構 設 築 架 事 業	元	4,000,000		3,000,000		1,000,000	4,000,000		3,000,000		1,000,000	0		0		0
			2	600,000,000		540,000,000		60,000,000	600,000,000		540,000,000		60,000,000	0		0		0
			3	520,200,000		433,000,000		87,200,000	520,200,000		433,000,000		87,200,000	0		0		0
			計	1,124,200,000		976,000,000		148,200,000	1,124,200,000		976,000,000		148,200,000	0		0		0

## 報告第2号

## 令和3年度決算に係る健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和3年度決算に係る健全化判断比率を別冊監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和4年9月14日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
%	%	%	%
—	—	11.3	156.9
(3.75)	(8.75)	(25.0)	(400.0)

（備考） 実質赤字額及び連結実質赤字額がないため、「—」と記載した。（ ）内は、早期健全化基準を記載した。





## 報告第3号

## 令和3年度決算に係る資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和3年度決算に係る資金不足比率を別冊監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和4年9月14日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

会 計 名	資 金 不 足 比 率
徳島県港湾等整備事業特別会計	— <sup>%</sup>
徳島県病院事業会計	—
徳島県電気事業会計	—
徳島県工業用水道事業会計	—
徳島県土地造成事業会計	—
徳島県駐車場事業会計	—
徳島県流域下水道事業会計	—

（備考） 資金不足額がないため、「—」と記載した。



## 報告第4号

損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分<sup>の</sup>報告について

地方自治法第180条第1項の規定により，次のとおり専決処分したので，同条第2項の規定により報告する。

令和4年9月14日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

損害賠償の額の決定及び和解について

交通事故に関し，県の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し，和解する。

和解の相手方	賠償金額	事故発生日	事故発生場所	専決処分年月日
阿南市所在 1法人	円 178,992	令和4年2月26日	阿南市地内	令和4年8月23日
東京都中央区所在 1法人	103,400	令和4年4月6日	阿南市地内	令和4年8月23日
徳島市在住 1名	351,903	令和4年4月7日	徳島市地内	令和4年8月23日
板野郡北島町所在 1法人	105,000	令和4年4月7日	阿南市地内	令和4年8月23日
美馬市在住 1名	533,428	令和3年12月6日	美馬市地内	令和4年8月24日
徳島市在住 1名	298,430	令和4年3月12日	小松島市地内	令和4年8月24日
鳴門市ほか在住 3名	123,018	令和4年3月22日	板野郡北島町地内	令和4年8月24日



## 報告第5号

損害賠償（道路事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により，次のとおり専決処分したので，同条第2項の規定により報告する。

令和4年9月14日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

損害賠償の額の決定及び和解について

道路事故に関し，県の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し，和解する。

和解の相手方	賠償金額	事故発生日	事故発生場所	専決処分年月日
阿波市在住 1名	30,000 <sup>円</sup>	令和3年9月27日	阿波市地内 (県道津田川島線)	令和4年8月19日
吉野川市在住 1名	110,000	令和4年3月9日	吉野川市地内 (県道板野川島線)	令和4年8月19日
美馬市在住 1名	199,000	令和4年3月23日	美馬市地内 (国道492号)	令和4年8月19日
板野郡藍住町在住 1名	591,000	令和4年4月6日	那賀郡那賀町地内 (国道193号)	令和4年8月19日
三好市在住 1名	168,000	令和4年4月14日	三好市地内 (県道大利辻線)	令和4年8月19日
那賀郡那賀町在住 1名	51,000	令和4年5月13日	那賀郡那賀町地内 (国道195号)	令和4年8月19日
阿南市在住 1名	164,000	令和4年5月28日	那賀郡那賀町地内 (国道193号)	令和4年8月19日

高知県高知市在住 1名	649,000	令和4年5月30日	那賀郡那賀町地内 (国道195号)	令和4年8月19日
那賀郡那賀町在住 1名	75,000	令和4年6月6日	那賀郡那賀町地内 (国道195号)	令和4年8月19日
阿南市在住 1名	66,000	令和4年6月19日	那賀郡那賀町地内 (国道195号)	令和4年8月19日

## 報告第6号

損害賠償（捜査活動に伴う物損事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により，次のとおり専決処分したので，同条第2項の規定により報告する。

令和4年9月14日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

損害賠償の額の決定及び和解について

捜査活動に伴う物損事故に関し，県の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し，和解する。

和解の相手方	賠償金額	事故発生日	事故発生場所	専決処分年月日
阿南市在住 1名	円 22,000	令和4年3月11日	小松島市地内	令和4年8月24日
徳島市在住 1名	165,000	令和4年6月7日	板野郡松茂町地内	令和4年8月24日
吉野川市在住 1名	22,000	令和4年6月29日	吉野川市地内	令和4年8月24日





## 報告第7号

地方独立行政法人徳島県鳴門病院の令和3年度に係る業務の実績に関する評価結果について

地方独立行政法人法第28条第5項の規定により、地方独立行政法人徳島県鳴門病院の令和3年度に係る業務の実績に関する評価結果を別冊のとおり報告する。

令和4年9月14日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門





